

令和 8 年 3 月 16 日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎下村委員長 御報告いたします。12 日の委員会で、岡崎委員から医療政策課に質疑のありました、高知大学医学部医学科における県内出身者の数に関する資料の提出がありましたので、データを保管してありますので、皆様そちらを御確認いただきたいと思います。

それでは、本日の委員会は 13 日に引き続き、付託事件の審査等についてであります。

《文化生活部》

〈歴史文化財課〉

◎下村委員長 初めに、歴史文化財課の説明を求めます。

◎山崎歴史文化財課長 当課から、最初に、令和 8 年度当初予算及び令和 7 年度補正予算について御説明します。

1 ページを御覧ください。令和 8 年度当初予算につきまして、当課の歳入の主なものを御説明します。

中ほどの節の欄、歴史文化財費補助金は、当課が行います国指定文化財の保護事業や、高知公園の街灯の L E D 化事業などに係る国からの補助金です。

3 段下の歴史文化財費寄附金は、民俗芸能の支援や遍路道の整備などに係る寄附金です。

続きまして、2 ページを御覧ください。節の欄 4 段目にあります埋蔵文化財調査受託事業収入は、国が実施します安芸道路建設工事に伴う発掘調査整理業務を受託することによるものです。

下から 2 段目の高知城施設整備事業債は、高知公園の街灯を L E D 化するほか、経年劣化した天守等の建造物の電気配線等の改修工事に県債を充当するものです。

次に、3 ページを御覧ください。歳出の 3 歴史文化財費について、主なものを御説明します。

説明欄一番下の 2 文化財管理調査事業費は、新たな文化財指定、また文化財を保護活用するための調査や、市町村保存団体等に対する助成などに要する経費です。

4 ページを御覧ください。上から 6 つ目、旧陸軍歩兵第 44 連隊跡地整備等事業委託料は、国の登録有形文化財であります弾薬庫及び講堂の公開に向けまして、建物の保存活用のための改修と敷地内の整備工事を行うため、実施設計を委託するものです。

その 2 つ下、文化財保存事業費補助金は、所有者や市町村などが行います文化財修理や用具整備などの事業に対して補助を行うものです。

次の土佐藩主山内家墓所管理費等補助金は、国史跡であります土佐藩主山内家墓所を適切に保存活用するため、管理団体であります土佐山内記念財団に対して必要な経費を助成するものです。

次の民俗芸能活性化推進事業費補助金は、県内の伝統芸能を県民の方々に広く知っていただく土佐の伝統芸能まつりや、企業や大学生の皆様を地域の伝統芸能の担い手として派遣する事業を実施するため、県や関係団体で構成します高知県文化遺産総合活用推進委員会に補助を行うものです。

続いて3 埋蔵文化財発掘調査事業費は、埋蔵文化財の発掘調査や埋蔵文化財包蔵地の管理等に要する経費です。

下から3つ目の調査委託料は、国の公共事業に伴います発掘調査整理業務を委託して行うものです。

説明欄一番下の4 高知城保存管理費は、高知城を構成する重要文化財建造物や高知公園の管理運営などに要する経費です。

5 ページを御覧ください。内訳の1つ目、高知公園管理運営委託料は、高知公園の指定管理に係る委託料です。

次の高知城保存整備等事業委託料は、文化財に影響を及ぼす樹木の伐採や、石垣のデジタル画像の作成のほか、高知公園駐車場を改修するための設計などを委託して実施するものです。

1つ飛びまして調査委託料は、高知城の文化財的な価値を把握するため、文献史料調査を実施するものです。

その下の高知城保存整備工事請負費は、高知公園の街灯のLED化や、天守等建物の電気配線の改修を行うものです。

次に、5 文化施設管理運営費です。

高知城歴史博物館管理運営委託料から埋蔵文化財センター管理運営委託料までは、当課が所管します歴史系文化施設の指定管理に係る委託料です。このうち、歴史民俗資料館と坂本龍馬記念館、埋蔵文化財センターは、公益財団法人高知県文化財団を指定管理者として運営を委託しております。高知城歴史博物館の次期指定管理者の指定につきましては後ほど御説明します。

次に、歴史民俗資料館所蔵資料データ入力委託料と歴史民俗資料館資料搬送委託料は、所蔵資料のデータベース化を行うとともに資料の移動を行うための経費です。

次に、6 ページを御覧ください。一番上の高知城歴史博物館資料管理等委託料は、高知城歴史博物館の業務のうち、県の直営業務といたしました山内家資料の保存管理などの学芸業務につきまして、公益財団法人土佐山内記念財団に委託する経費です。

次に、6 県史編さん費です。

2つ目の調査委託料は、本県の古代中世に関する資料を体系的に調査するための経費と、劣化の激しい近代の兵事資料を調査や撮影ができるようにするための修復、再製本に要する経費です。

次の県史作成委託料は、約 50 年ぶりとなります新しい県史の資料編の初刊となります高知県史資料編近世 1 を刊行するための経費です。

事務費につきましては、会議開催や歴史資料調査等に要する経費となっております。

続きまして、7 四国遍路世界遺産登録推進費は、四国遍路の世界遺産登録を目指した取組を行うものです。

その下の札所寺院調査委託料は、札所寺院の文化財調査を実施するものです。

次の高知家遍路道プロジェクト推進事業費補助金は、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、市町村が実施する遍路道の補修や環境整備を支援するものです。

続きまして、債務負担行為について御説明します。

8 ページを御覧ください。歴史民俗資料館改修事業費は、同館の受変電設備について、使用機器を撤去・更新作業を行う工事について、4,951 万 5,000 円の債務負担をお願いするものです。

以上が令和 8 年度当初予算案です。

続きまして、令和 7 年度の補正予算案について御説明します。

9 ページを御覧ください。歳入の主な減額につきまして、節の欄により御説明します。

2 段目の歴史文化財費補助金と一番下の高知城施設整備事業債については、電気給排水管等の改修工事に当たり、遺跡の保護の観点から、なるべく掘削を行わない電気配線への変更、また給排水管ルートの見直しによる減額です。

10 ページを御覧ください。歳出の主な内容を御説明します。

左端科目欄の 3 段目、歴史文化財費です。

右側の説明欄を御覧ください。3 高知城保存管理費の高知城保存整備工事請負費は、高知城の電気給排水工事の改修工事におきまして、なるべく遺構に影響を与えない電気配線、給排水管のルート見直しと入札による減額です。

11 ページを御覧ください。3 段目の事務費につきましては、古文書の解説作業に要する報償費の実績等により減額をするものです。

12 ページを御覧ください。令和 7 年度から令和 8 年度への繰越明許費を御説明します。文化財保存事業費補助金につきましては、事業の実施主体の工事が遅延したことにより、繰越明許費の計上をお願いするものです。

続きまして、13 ページを御覧ください。本年度末で現在の指定管理期間が終了します高知城歴史博物館につきましては、次期の指定管理期間となります令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間の管理運営委託料の限度額に係る債務負担行為をお願いするものです。

続きまして指定管理議案です。16 ページを御覧ください。高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定について御説明します。

中ほどの2を御覧ください。これまで、博物館の業務全般を指定管理業務とし、直指定としておりましたが、高知城歴史博物館の設置の経緯を踏まえまして、公募になじまない山内家資料等の保存管理業務につきまして、県の直営業務とし、それ以外の業務を指定管理者が実施するよう見直した上で、公募を実施いたしました。

一番下の段、4を御覧ください。指定管理の募集期間ですが、昨年10月31日から本年1月9日までの71日間におきまして公募を行いましたところ、公益財団法人土佐山内記念財団の1団体から応募がありました。1月19日に学識経験者等5名から成ります指定管理者選定審査委員会を開催し、審査いただきました結果、指定管理者の候補として選定され、今回、候補者として決定したところです。

なお、公益財団法人土佐山内記念財団から御提案いただいた5年間の指定管理代行料は、5億150万5,000円となっております。

以上で歴史文化財課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 歴史博物館の指定管理の内容なんですけれども、今回、直指定から民間委託に変わったわけですが、民間委託するに当たって、県としては自律性向上に資する事業内容を相手側とやり取りをしたと思うんですけれども、具体的に、今回、直指定ではない形で指定が進む中で、どの部分が自律性向上と言える計画なのか。県としての方針を委託するわけですので、その点を詳しく教えていただきたいです。

◎山崎歴史文化財課長 今回、高知城歴史博物館の業務を指定管理業務と県の直営業務に分割をいたしました。その際に、県全体では公社等改革の見直しにおきまして、基本的に公募だと。ただ、御説明したとおり、土佐山内記念財団は過去の経緯から学芸業務は県直営。ただ、県が業務に当たる人材と専門性を有しておりませんため、今回、土佐山内記念財団に委託しました。その際に、委託業務、指定管理業務、それぞれありますが、自律性の向上という点では、例えば委託業務で対応します学芸業務はこれから館と協議を進めてまいります。魅力ある企画展の検討などはあるかと思います。例えばミュージアムショップや物販は指定管理業務になりますので、来館者に魅力ある商品の提示など。そういう意味では自律性向上団体を受けての計画として、それぞれどちらの業務についても自律性の向上というところでは検討の余地があるかと思います。

◎はた委員 自律性向上を目指すということです。私の聞き方がまずくて申し訳ない、何をもって自律性向上になると指定管理で判断をしたのか。先ほど説明があった企画展やショップ事業をやることで自律性向上になるとのことなんです。企画展にしてもショップ事業にしても、今までやってこられたことなので、それが具体的にどう変わるから自律性向上になるんだと県は見ているのか、その中身ですね。自律性向上の判断する条件を教えてください。

◎山崎歴史文化財課長 自律性の向上につきましては、これまで県の全体の見直しの中で、従来は直指定、例えば高知城歴史博物館も直指定ですが、これを原則に立って、まず公募にして行おうと。その公募の中で、いろいろ民間の事業者、あるいはそれぞれの事業者が館の運営にとって魅力的な提案をすることを期待しているものと理解をしています。今回、指定管理の募集に当たりましては、提案の中に自主事業の提案をいただいております。高知城歴史博物館におきまして、一定のそういった収益につながる自主事業を御提案いただいて、そこは審査委員会での採点では反映をしています。自律性向上ということで、そういった自主事業の企画は御提案いただいているところですし、あと、今回は土佐山内記念財団は、経緯から全体を公募ではなしに、委託業務で学芸業務は切り分けをしたところなんです。そういうところでは反映をしているものと思います。

◎はた委員 自主性を尊重するということなんですけれども、そうするとその事業をする側が十分な予算、委託費になっているのかが問題になると思うんですけれども、自主的に収益を上げていくためにどうしてもハード整備が必要だとか、環境整備の充実がなければ自主性も自律性も向上できないんだと。いいアイデアがあっても、環境整備面で問題がある場合は、県としてきちんと予算の手当てをしていくのかどうか。その点はどうか。

◎山崎歴史文化財課長 今回、自律性向上団体には、自律性向上に関する計画を求めています。その計画の実施に当たりまして、そういった支援が必要なもの、例えば先ほどの環境整備につきましては、一定、県が所得向上に資する総合補助金的なものをメニューとして用意しています。その中で物販であるとか、企画展の実施に対する経費について、所得の向上や、新たな来館者の誘客につながるものは県が支援のメニューを用意しています。また、広報に要する経費、あと、来館者が過ごしやすい環境、例えば雨の日でもお子さんを連れて、館で滞在して楽しむといったソフトメニューなども県が支援策として用意しているところです。

◎岡田（芳）委員 国の話なんですけれども、今、文化庁が、国立博物館とか美術館に対して収入目標を立てろということを提示してしまして、目標に達しなかったら再編、廃止もあり得ると言っております。そういう流れに高知県もならないように、文化財、館の運営しっかりとやっていただきたいと思います。所見を伺えればと思います。

◎山崎歴史文化財課長 国におきましては、そのような収入目標といったところが検討されていることは報道等で承知をしております。本県の文化施設につきまして、指定管理業務をお願いするに当たりまして、収入の見込みは設定をしております。過去3年間、5年間の実績に見合って、そこに対する収入を見込む。あとは支出の見込みと収入の見込みの差を指定管理代行料で措置をすることになりますが、本県におきまして、収入目標を設定してその目標がクリアできなければ直ちに何らかの検討を行うというような議論は、現在

行われていないと認識をしております。

◎岡田（芳）委員 高知城歴史博物館のことでなんですけれども、今回、土佐山内記念財団だけの公募だったということで、一体的に運営がされると思いますけれども、本当に一体的にやれるのか、財務なんかは分けて処理しなければならないのか、県に対する報告はどんな形になるのか、この辺りはどうでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 土佐山内記念財団の財務の処理は、当課が詳しいことは承知をしておりますが、恐らく学芸部門の委託業務と指定管理業務は何らかの形で仕分をして、経理の整理をするものと考えています。

◎岡田（芳）委員 高知城歴史博物館については、それだけ実務的に負荷がかかっていくことになると思うんですね。一応公募と分けた以上は、管理は別々に当然なるんでしょうから、一体的にやる場合はもう少し簡素化するとか、何か手だてができたらいいんですけれども。土佐山内記念財団の定款などには影響がありますか。

◎山崎歴史文化財課長 定款につきまして財務は承知しておりません。必要な変更は財団で検討されるものとは認識しておりますが、県に直接財務上で何か助言をというようなところはお聞きはしておりません。

◎岡田（芳）委員 知事は、待遇改善、処遇改善をと稼げとよく言って、その知恵出しの会もやったとのことなんですけれども、そうした会は継続的にやられるんでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 高知城歴史博物館につきましては、前回、12月の下旬に活性化のための懇談会を開催した際は、次の指定管理者として決定をしておりますので、まだ実施をしております。今後、3月の下旬に初めての懇談会ということで、高知城歴史博物館の実施事業の企画提案を頂いて、有識者からアドバイスを頂くことで計画しております。

◎岡田（芳）委員 そういう公募も含めて、もうけに走って展示の内容のレベルが下がったりだとか、本来博物館がやるべき仕事ではないことに負荷がかかるだとかいうことがあってはならないし、県民にとっては社会教育の場でもあるし、住民がつながっていける場でもある。また、地域に対する見方、改めて光を当てていろんな発見もしていく学習の機会を持ってもらえる施設でもあります。稼げということに走る。財政的にそういうことも必要かもしれませんけれども、公益的な役割をしっかりと果たしていただかなければならないということは強く思っています。

別件なんですけれども、民俗などの資料の置場所がないとよく言うようになったりしますけれども、今後確保していく検討はされているんでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 民俗につきましては、主に県立施設では歴史民俗資料館が対応しています。昨年度の末に歴史民俗資料館の収蔵庫、特に民俗資料等を多数収集して保存場所が圧迫しているので、今後の収蔵の在り方の検討を行うと検討会の提言を頂いております。

す。現在、民俗資料も含めて、収集の方法、マネジメント、本来その資料がどこに置かれるべきか、あとはやはり収蔵スペースが足りないところは委員からも御提案を頂いておりますので、必要な収蔵面積の算定を行った上で、何らかの形での増床は考えています。

◎岡田（芳）委員 デジタル化、デジタルで保存ということもありますけれども、資料としては生のものを見なければ研究材料にならないと思うので、その上で、デジタルを、どう活用が図っていけるのか、それはどういうお考えでしょうか。誰でも見られるような仕組みになっているかどうか。

◎山崎歴史文化財課長 例えば先ほどの民俗資料につきましては、これまで収集していて、ドキュメントとしては資料の情報などが整理できていない状況もあります。これに合わせて、例えば民俗の中でも玩具の資料であるとか、そういったものは今回、目録を作成するに当たって、デジタル画像、5面から撮ってデータベースにし、行く行くは県民の皆様にも御覧いただけるような、そういうものを考えています。資料をデジタルで残すことは、まず本物の保存が大事ですが、例えば発災時に資料のデータがあれば中身が分かりますので、デジタルは我々の重要な課題と認識をしています。

◎岡田（芳）委員 文化財の災害時対策です。文化財をどう守っていくかという取組は予算の中に入っているんですか。

◎山崎歴史文化財課長 過去の例から見ましても、例えば西日本豪雨、あるいは東日本大震災の際に、文化財そのものが流出する事例は多くありました。その際に、流出した文化財を、まずは緊急保護、あとはそれを一時保管して、クリーニング、緊急的な修復をして所有者のもとにお返しするレスキュー的な事業が全国で行われています。本県はそういった文化財のレスキュー的な取組は、仕組みづくりがまだ十分ではありませんので、来年度以降、有識者の方を交えまして仕組みづくりを行おうと考えています。

◎岡田（芳）委員 重要なものもたくさんあると思いますので、その辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

県史の編さんについてお聞きをいたしたいと思いますが、来年度から資料集からまず出版が始まっていくとお聞きしてはいますが、順調にいったるのでしょうか。計画どおりですか。

◎濱田歴史文化財課企画監（県史編さん担当）兼県史編さん室長 御質問のありました近世編につきましては、今年度末を締切りに委員の皆様から原稿を出していただいて、来年度早々に入札をして業者を決めて、そこでのやり取りになっていくと思います。かなり専門的な知見を有する発行になることと、あと50年ぶりですので、我々にもノウハウがないので、手探りをしながらこれから発刊に向けて準備を進めていこうと考えています。

◎岡田（芳）委員 前は全10巻でしたけれども、今回は30巻を超える計画になって、なかなか長い期間を通じて編さんをしていくということで大変だと思いますけれども、貴

重な本県の歴史の資源をしっかりと把握して残していく、伝えていくことは大事な事業だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後、県民に小さな冊子を今出していますけれども、もう一個別の冊子を出す計画があったんじゃないですか。

◎濱田歴史文化財課企画監（県史編さん担当）兼県史編さん室長 現在、予算にも計上しています「とさぶし」として広報しています。そして毎年、「ときのあかし」として、昨年度も発行しています。今年度につきましても、もうそろそろお手元に届くと思いますので、楽しみに待っていただければと思います。

◎明神委員 四国遍路世界遺産登録推進費ですけれども、もう何年も前から推進費が計上されていますが、この登録が遅れている要因についてお聞きます。

◎山崎歴史文化財課長 四国遍路の世界遺産登録に向けた取組ですが、経緯としましては20年近く取組が行われているところで、委員おっしゃる様に相当の時間がかかっているとは承知しています。一番の原因となりますと、ほかの世界遺産の構成資産に比べまして、やはり四国遍路でありますので札所の寺院、あと遍路道。札所の寺院だけで88か所あります。また、遍路道自体は1,400キロメートルほどあると把握をしています。その全てを文化財的に保護をするかは議論がありますが、そういった構成資産の多さ、また、関係者も多いですので、そういったところで取組に一定時間を要していると認識をしています。

◎明神委員 現在の世界遺産登録の目標年度は、何年と定めて取り組んでいますか。

◎山崎歴史文化財課長 四国4県で取組を進めています推進協議会があります。そちらでは、課題としては3つほどありますが、先ほどの構成資産、札所寺院であるとか遍路道、そういったものの調査保護の取組は、令和7年度から向こう10年間をかけて実施する計画ですが、前期の5年間を重点期間として設けています。一方これは、我々も文化庁と話し合い、相談をしながら取組を進めているところですが、これをやれば政府の世界遺産の暫定一覧表に載るというものは明示されていません。現在、国におきましてはワーキンググループで、今後、国内で世界遺産の候補になるリストの検証をしているとお聞きしていますが、その協議の中身は非公開ですので我々も情報を把握していません。我々は文化庁の助言に従って、構成資産の保護、そもそも遍路が持つ価値の証明、あるいは地域ぐるみでの保護の取組といったところを着実に進めていっているところですが、何年度を目標とするところでは協議会自体も掲げているものではありません。

◎横山委員 文化財保存事業費補助金、4,200万円余とのことですが、これの内容、どんなものに充てられているんですか。

◎山崎歴史文化財課長 文化財保存事業費補助金です。建物の補修に要する経費を主に3,700万円ほどお諮りをしております。あと、重要文化財や文化財を保護するための防災といったものに54万円ほど。地域の文化財、伝統芸能の運営費ですとか、活動の謝金、用

具の補助、そういった活動費に対しましては370万円強の予算を計上しています。いずれも市町村のヒアリングから要望をいただきまして、県で精査をして予算計上しています。

◎横山委員 今、よさこい高知文化祭で中山間の伝統芸能を保存継承していこうとする中で、これからいろんな意味でこの予算も充実させていく、市町村のヒアリングに基づいてということなので、それが充実というかは分かりませんが、しっかり確保していくべきじゃないかと思います。今後の御所見、課長の思いがあればお聞きしたいと思います。

◎山崎歴史文化財課長 我々としまして、文化財を見て、知って、歴史に学んでいただく、そういった活用は大事ですが、まずはそのものの保護、保存、それを未来に伝えていくことは何よりも大事だと思っております。委員おっしゃるように、そういった文化財の保存に係る経費は、我々としても御要望をお聞きしながら進めておりますが、来年度、よさこい高知文化祭開催されます。多くの方が文化財、伝統芸能を御覧になって理解を深めていただくことを期待しております。そういったことも契機としまして、我々としてはしっかりと文化財の保存に必要な経費は、関係者にお聞きして予算化を図ってまいりたいと考えています。

◎はた委員 民俗芸能活性化推進事業費補助金についてお伺いをしたいと思います。民俗芸能というものの幅が広いかと思うんですけれども、今、朝ドラでも怖い話も一つの伝統文化芸能だと思うんですが、高知県における民話だとか、口で伝承されているものの記録を保存するだとか、そういった民俗芸能に対する活性化だけではない保存だとか、そういったものはこの中に予算として十分あるんでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 こちらの補助金ですが、主に伝統芸能を知っていただくための、我々は伝統芸能まつりと呼んでいます、そういった取組、シンポジウムでの啓発、また実際に伝統芸能を行いますに当たって、人的な資源が足りないところで担い手をマッチングするような取組を進めております。一方、委員がおっしゃいました民俗芸能そのもの、例えば民話、昔話、あとは民俗芸能の実際の動画などは、先ほどの文化財保存事業費補助金の中でも映像記録化の予算は盛り込んでおります。また一方、県史編さんにおきましても、民俗部会が初刊に向けて昔話、伝承といったものの資料調査を行っているとお聞きしております。そういった成果は県史の民俗資料編として、県民の皆様に還元できるものではないかと考えています。

◎樋口委員 私も先ほどの関連です。その口承伝承というのは、25年ぐらい前に私は予算がついたような、委員会で話したつもりがあるんですが。というのは、そのとき、市原麟一郎さんなんかがよく集めていましたね。そのような口で伝えられた分というので予算を組んだ記憶があるんですけど。25年前なので急には分らないと思う。それはそれとして、そのようなこともやるということですね。

◎山崎歴史文化財課長 市原先生の紙芝居とか、そういった昔話、そういったものは文学館がテープとして保存をしておりました。ただ、テープですので劣化が認められ、県史編さん事業で市原先生の話りのデータはデジタルとして記録をして保存を図る事業に取り組んでおります。25年前の事業につきまして詳細は、この場で承知をしておりませんが、そういったところでの取組は進めておるところです。

◎樋口委員 私が聞いたのは、市原先生の話じゃなくて、また別のいろんな各地域にそういうような伝承がありますよね。それをという話をしたんです。私の聞いたのは市原先生は関係ないです。

それが1つと。四国遍路の話ですが、これも何か煮えたか沸いたか分からない状態で、このままやったらあと数十年はかかるみたいな話もあるんですが、確かに各巡礼先と道程もすばらしいと思うんですが、やはりもう1つ強力に訴えてもらいたいのは地域のおもてなし文化です。例えば、県下でもいっぱいあるんですが、安芸市なんかは外国人の巡礼者は喫茶店がただのところもあって、道路沿いに民家がどうぞ休んでくださいという休憩の場所まで構えているんです。これは当然県下にいっぱいあると思うんですが、そのようなおもてなし文化を世界にアピールしていかなと。世界中でおもてなし文化というのは日本だけなんです。そういうところを、西洋人中心だからね。西洋人中心のところへアピールしていくことが重要じゃないかと思っています。

もう1つ、高知城の国宝化の話も、これも打ち上げ花火みたいな感じもあるけれど、それはそれとして、それは急に答弁、回答をもらえんですが、あそこの防火体制をあんまりよろいホースみたいなのがちょっとあるだけで大丈夫ですか。その2点を。

◎濱田歴史文化財課企画監（県史編さん担当）兼県史編さん室長 先に、民話の話が出ましたので県史編さん担当から補足の説明をいたします。令和9年度に発刊を予定しております民俗資料編で、学校の怪談で有名な常光徹先生と、四万十市の観光特使であった作家の中脇初枝さんが、現在、県内の民話を収集しておるところです。そのような成果を令和9年度に出すことで、後世に伝えていきたいと考えています。

◎山崎歴史文化財課長 四国遍路の登録の取組は、委員御指摘のように相当年月がかかっているところなんです。1つ、おもてなしというところでは、文化庁からも地域ぐるみでの活動は最近はだんだん重要視されていると御指摘もあります。我々も、過去の接待などの記録の調査を行っております。また、機運の醸成としては、例えば毎年2月には遍路道ウォークに四国全体で1万人以上の方が参加して、遍路道の点検、あるいは盛り上げ、シンポジウムの開催なども行っておりますが、それぞれの県民の方が、おもてなしの心の取組はもっとしていかなければならないと思っています。具体的に取組で今これをやっていこうと申し上げることはありませんが、委員の御指摘は重々に承知しておりますので、4県とも連携して対応していきたいと思っています。

高知城の防火体制につきましては、令和5年度に防火体制に絡んで放水銃を、重要文化財の建造物に対しては施工しております。基本的にそういったところで火災時については対応ができておるものと考えています。

◎樋口委員 火事というものは、そんなちょろいもんじゃないですよ。私は、万万一、重要な歴史的な価値のある木造が燃えたら心配だから、国の基準の以上のことをやっておいたらいいんじゃないですかと言っているんです。国の基準の以上をやる気があるのかないのか。国の基準でいいのか。

それからもう1つ、世界遺産の中で西洋人が何を好むか。そのポイントを狙わんといかんですよ。

それから私もこの安芸の町だから前を巡礼の方がよく歩くんですが、本当にこの二、三年、外国人の巡礼者が物すごい増えているんです。そこら辺りも、四国遍路の世界遺産のポイントの基礎部分はまだできていると思いますよ。外国の巡礼の方が急に増えるということは、西洋人は巡礼に関心があるんですよ。そういうところを狙い打ちしていかないかんということです。

◎山崎歴史文化財課長 高知城の防火体制ですが、国の基準に基づいて整備をしました。それ以上の強化が必要かどうか。私からこの場で、強化を図ってまいりますとはお答えしづらいところがあります。まず建造物の有識者や過去の事例に基づいて、これ以上の強化が必要かどうかは改めて課内で検討したいと思います。

また、四国遍路の関係で外国人、特に西洋の方の来訪が多いことは、我々も承知をしております。例えば現在ですと、同じ巡礼ということではスペインのガリシア州と協定を結んで交流を進めているところですが、一例ではスペインの方に対して、インスタグラムとかSNSで情報発信をするといった取組は行っているところです。四国4県の協議会でも外国人の方に四国遍路の魅力をというところは非常に重要視と考えていますので、特におもてなしは西洋にはない視点ですので、おもてなし文化もアピールしながら啓発を強化してまいりたいと思います。

◎岡田（芳）委員 遍路に関連しまして、外国人が今、巡礼者が増えているとお話がありましたけれども、確かに増えています。私も実感しますけれども、私も民間の遍路宿に泊まったことがありまして、どうして増えているかというと、海外で地上波で四国遍路が紹介をされて、それで最近、ヨーロッパからよく来るようになったとお話も伺ったんです。世界から来ていますけれども、各国のメディアに乗せるのは相当効果があるかなと感じたんです。そういう発信の仕方、宣伝の仕方も、観光も含めて大事かなと思っていますが、そういう取組についてはいかがお考えでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 四国遍路での海外へ向けた発信は、具体例でいいますと、4県の協議会が主体となって、先ほどのスペインの大使館、そういったところのレセプションな

どでそういった魅力のアピールは行っております。私も地上波のところは、不勉強で承知していませんが、例えば外国の公館経由での啓発、あと番組であれば、今、ここを打てば刺さるんじゃないかなという具体例は、すぐにはよう思いつきませんが、4県の協議会とも相談をしながら、啓発の方法を考えていきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、歴史文化財課を終わります。

〈国際交流課〉

◎下村委員長 次に、国際交流課の説明を求めます。

◎松本国際交流課長 国際交流課の令和8年度当初予算議案、令和7年度補正予算議案、条例その他議案について御説明します。

まず、当初予算議案の歳入について説明いたします。

1 ページをお願いします。歳入予算のうち、主なものとしまして、議案説明書、左の科目欄、下から4つ目の1こうちふるさと寄附金基金繰入は、本県と姉妹県州協定を締結しているフィリピン・ベンゲット州の姉妹公園、桜パークの維持管理に対して寄附を頂いたものです。当寄附金は個人の方によるもので、ベンゲット州政府で桜パークのトイレ修繕などに活用していただく予定です。

次に歳出をお願いします。右欄の説明欄の項目に沿って主な内容を説明し、後ほど参考資料にて補足説明をいたします。

2 地域国際化推進事業費は、多文化共生や地域における日本語教育の推進などに向けた取組に関するものです。今年度は、高知家・多文化共生推進プランの策定に取り組んでまいりました。プランについては、後ほど概要資料にて説明をいたします。

次の日本語学習支援事業委託料は、県内在住の外国人を対象にしたオンラインによる日本語学習支援業務を委託するものです。

その下、資料作成委託料は、外国人の皆さんが生活する中で必要となる情報をまとめ、多言語ややさしい日本語で配布するためのひな形作成を委託するものです。

その下、外国人受入環境整備事業委託料は、高知県外国人生活相談センターの運営を委託するものです。

次、3 ページをお願いします。上から3つ目、高知県国際交流協会運営費補助金は、公益財団法人高知県国際交流協会の運営及び事業を実施するための費用を補助するものです。

その下、地域日本語教育推進事業費補助金は、市町村が実施する地域日本語教室の運営などに必要な経費を助成するものです。

その下、多文化共生社会推進事業費補助金は、市町村が実施する多文化共生を推進するための取組に必要な経費を補助するものです。

次の事務費は、当課に配置しております国際交流員の人件費とその受入れや研修などに

必要な経費のほか、地域日本語教育の推進のために配置する地域日本語総括コーディネーターの人件費などになります。

その下、3 国際交流推進事業費は、本県と交流協定を締結している海外の自治体や県人移住地との友好交流などを推進するものです。

次の海外派遣・受入業務委託料は、姉妹交流都市などとの周年事業で訪問団の派遣や受入れの業務などを委託するものです。

その下、公園整備等寄附金は、歳入で説明しましたフィリピン・ベンゲット州の友好公園桜パークの維持管理のための経費をベンゲット州政府へ寄附するものです。歳入額との差額の1万円は、事務手数料に係る費用を差し引いたものです。

次に、2 つ下になります4 国際協力推進事業費は、海外から研修生を受け入れ、人材育成を中心とした国際協力を推進するものです。

その下、海外技術協力推進事業委託料は、南米の県人移住地と友好交流先自治体から研修員を受け入れる業務を委託するものです。

5 渡航事務費は、旅券法に基づくパスポートの発給に要する経費です。

続きまして5 ページをお願いします。旅券発給業務委託料に係る債務負担行為です。これは、旅券発給業務について、令和9年度から令和13年度まで5年間の窓口業務を委託するものです。

次に6 ページをお願いします。議案説明書で説明した内容について、参考資料で補足説明をいたします。当課の運営目標として掲げている3つの戦略の柱と一般旅券の発行について、主な事業内容を分類して記載しております。

戦略の柱1 多文化共生に関する事業となります。四角1つ目、多文化共生施策の推進は、今年度策定しております高知家・多文化共生推進プランに基づいて各施策を推進するための取組です。

本プランの概要を資料で御説明します。7 ページをお願いします。「高知家・多文化共生推進プラン～ともいき社会を目指して～」の案です。概要につきましては12月議会の当委員会で報告しましたので、本日は来年度に当課で新たに取組予定の施策を中心に説明をいたします。

本プランは大きく4つの柱に施策を位置づけて取り組んでまいります。

まず、Ⅰ外国人材の受入促進は、人材送り出し国の確保や受入体制の整備など、商工労働部を中心に取り組む施策となります。

次に、Ⅱコミュニケーション支援です。こちらは、県内在住の外国人のための日本語学習や多言語表記、やさしい日本語の普及啓発に関する取組です。

1 日本語学習支援では、特に新マークの一番上です。事業者の方からニーズが高まっている外国人従業員への日本語学習を支援するため、日本語教育の有資格者を紹介する体制

の整備などを進めてまいります。

また、2 多言語表記、やさしい日本語の普及啓発の一番上の新マークにありますように、本県在住の外国人の皆さんが生活する中で必要な情報をまとめたひな形を、ウェルカムパッケージとして県で整備をいたします。

資料右側、Ⅲ外国人県民の生活支援は、医療や防災、教育など、生活する中で必要な支援体制の整備に向けた取組です。

3 の医療・保健・福祉など公的サービスの提供にあります新マークにつきましては、今年度を実施しました外国人県民へのアンケート調査の中で、病院で症状を正確に伝えられなかったといった言葉の壁による受診上の困り事について回答が多かったことから、無料で遠隔医療通訳を受けられる既存のサービスを県内の医療機関と外国人の皆さんに周知する取組を進めるものです。

次に、Ⅳ意識の醸成と地域活性化の推進は、交流の場の充実や情報発信の強化など、県民の皆さんの多文化共生の意識を高め、共生社会の実現を目指す取組です。

2 多文化共生推進のための意識の醸成にありますマル新マークは、国際ふれあい広場など広報機会となるイベントが開催される 11 月を多文化共生月間として、県の広報媒体等を活用し、集中的に情報発信する新たな取組です。

次に、3 多文化共生を担う人材の掘り起こし・育成にありますマル新マークは、外国人との交流が活発になるよう、外国人と地域とをつなぐ橋渡しとなる多文化共生サポーターについて、全国の先進事例などを参考にしながら、高知県独自の制度を検討するものです。当プランに基づいて、来年度以降、県と市町村、事業者の方々や国際交流の関係機関、県民の皆様と一緒に取組を進め、外国人県民と日本人県民がお互いに理解し尊重し合い共に活躍できる地域になることで、元気な高知県になることを目指してまいります。

資料戻りまして、6 ページの戦略の柱 1 をお願いします。

四角 2 つ目、日本語教育の推進では、市町村が実施する地域日本語教室の開設や運営への支援など、地域の日本語学習を継続して実施いたします。

四角 3 つ目、高知県国際交流協会の助成では、①の 1 つ目のポツの拡充マークです。親子で学ぶ国際理解講座では、外国にルーツのある家族支援に取り組むことや、④にありますマル新では、先ほど概要資料で説明しました、日本語教育の有資格者を紹介するリストを作成するなど、多文化共生に関する取組を充実しております。

右側、戦略の柱 2 国際交流の推進をお願いします。自治体姉妹・友好交流・海外県人会等との交流では、韓国全羅南道との姉妹協定 10 周年を記念した相互訪問や、パラグアイ高知県人会創立 50 周年を記念した訪問団派遣、2027 年に本県で開催される日米草の根交流サミットの 2026 年フィラデルフィア大会への参加などを予定しております。

次に、戦略の柱 3 国際協力の推進です。南米に移住した高知県出身者の子孫を県内の民

間企業などに、また、友好県州協定を提携しておりますフィリピン・ベンゲット州の職員を県の機関にそれぞれ研修員として受け入れるものです。

最後に、一般旅券の発行等です。旅券法に基づくパスポートの発行に要する経費を計上しています。

以上が令和 8 年度当初予算議案の内容となります。

次に、令和 7 年度 2 月補正議案の説明をいたします。

8 ページです。歳入につきまして、節の欄で御説明します。

まず、上の文化国際費補助金は、市町村が実施をします多文化共生社会推進事業費補助金の執行が見込みを下回ったために、財源となる国費を減額するものです。

その下、商工政策費補助金は、外国人受入環境整備交付金が内示割れをしたことによる減額となります。

次に、9 ページをお願いします。歳出につきまして、右側の説明欄に沿って説明いたします。

1 地域国際化推進事業費は、先ほど歳入で説明しました市町村の多文化共生社会推進事業費補助金を減額するものです。今年度は 4 市町へ支援を行いました、事業実施市町村が当初の見込みより下回ったことや、事業費が想定よりも少額であったことが減額の要因となっております。来年度は、高知家・多文化共生推進プランの実行と併せて各市町村での取組が進むように、活用事例を横展開するなど取り組んでまいります。

最後に、条例その他議案についてです。高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案に関し、国際交流課所管の関係条例の改正について概要資料で説明いたします。

条例改正の概要は、高知県収入証紙条例を廃止するほか、当該条例の廃止に伴い、関係条例の規定の整理を行うものです。制度の概要や新たな納付方法については、これまでの説明と重複するので割愛します。

資料下段の 4 条例改正の概要をお願いします。高知県収入証紙条例の廃止により、国際交流課所管の高知県旅券法関係手数料徴収条例のうち、手数料の納付方法について、証紙による収入方法を削除するものです。

なお、今回の条例改正は、令和 9 年 8 月 1 日から施行することとしています。

以上で国際交流課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎岡崎委員 草の根交流サミットについてお伺いします。フィラデルフィア大会は 2026 年の 10 月ぐらいだったですね。高知大会が 2027 年の 5 月末ですね。期間が短いですが、視察日程、本大会までの準備など大丈夫ですか。

◎松本国際交流課長 フィラデルフィア大会につきましては閉会式に参加して、翌年に高知大会が開催されるので来てくださいと御案内したいと考えています。2027 年に行う高知

県大会につきましては、今、準備を進めているところでして、それぞれの地域で分科会で体験していただいたりですとか、ホームステイをしていただいて草の根交流をしたいと思っておりますので、各市町村の参加について御協力をお願いしているところです。

◎岡崎委員 高知大会の具体的なスケジュールと、大会予定みたいな、どこでどんなことをやるというのはできていますでしょうか。

◎松本国際交流課長 5月の下旬に7日間、高知に滞在していただく予定をしております。開会式につきましては、ジョン万次郎先生の出身地であります土佐清水市で行います。その後、各分科会を県内各地で行います。どこで実施をするかについては、先ほども申しましたが、今、市町村の御協力をお願いしているところにはなりますが、ぜひ県内の10市町村ぐらいには御協力いただいて、各地で実施ができればと考えています。

◎岡崎委員 ジョン万次郎先生に関わっては、5代目の中濱京さんも新しい資料を掘り起こして提出して下さるようなお話もありますので、土佐清水市とも連携を取りながら進めていただけたら、もっと草の根交流も広がった充実したものになるんじゃないかと思っておりますので、要請しておきます。

◎松本国際交流課長 土佐清水市役所にも御協力いただきまして、先日もオープニングのセレモニーをどこでしようかという会場視察なども一緒にさせていただきました。これからももっと連携して情報共有しながら進めてまいります。

◎はた委員 パスポートは、県民当たり何%の方が保有されているのでしょうか。

◎松本国際交流課長 今資料を持ち合わせておりませんので、確認をしておきます。

◎下村委員長 後ほど提出をよろしくをお願いします。

◎はた委員 国際交流が進んでいるかどうか。県民レベルでの国際交流だとか行き来が進んでいるかどうかのバロメーターとして保有率が見られていると。今回、申請するに当たっての発行料金が引下げになって、パスポートを保有しやすい。そのことによって国際交流が人レベルで進んでいくことを国も進めているんじゃないかと思ったので、保有率を上げていく。現状が何%で、これをどう引き上げていく県としての工夫をされているのかお聞きをしたかったんですけれども。保有率は後からとのことですが、引き上げていく工夫があれば教えていただければと思います。

◎松本国際交流課長 料金が下がったことにつきましては、県のパスポート窓口もですが、ホームページ等でも広く周知をしまして、保有率が高まるように努力もしていきたいと考えています。

◎はた委員 受入れのサポーターの掘り起こし制度を新たに導入するとのことなんですが、サポーターの方たちの役割としたら、どういう力を発揮していただけるのかどうか。例えば今、現場で困っている意見としたら、デジタルだとかオンラインでいろんな支援サービスはあるけれども、人と人が生活する環境の中で、同行支援みたいな、寄り添って一緒に

病院へ行ってもらうとか、寄り添って学校との間に入ってもらうとか、マンパワー的なところで支援が必要なケースが多いと思うんです。このサポーター制度によって、そういった問題が解決するのかなど、その点を教えていただければと思います。

◎松本国際交流課長　今考えている多文化交流サポーターとしては、地域の生活する外国人の皆さんが孤独にならないように、地域で外国の方と地域住民とつないでいただく役割をと考えています。ただ、委員のおっしゃいましたように、生活の中での不便を解消するのも1つあるかと思いますので、そこら辺についても来年度、先進地を見に行きたいと思っています。地域によっては、団体としてサポートしているところもあれば、個人としてサポートしているところも、いろいろな事例があるかと思うので、そこについては探ってまいります。あと、病院への同行ですとか、いろんな保育園での同行などは、ココフォーレサポーターが今相談があったときには対応しておりますので、ココフォーレが行っていることも周知をしていきたいと考えています。

◎横山委員　韓国全羅南道姉妹協定10周年記念訪問団の派遣・受入れ、これは10周年という節目の記念すべきときにこういう事業をやっていただけることは、本当にありがたいと思っています。中身の概要的なものを教えていただけますでしょうか。

◎松本国際交流課長　まず、訪問団ですけれども、今年、麗水で博覧会が行われます。それに合わせて高知県の日を設けていただいて、その日に合わせて訪問団派遣を考えておりまして、今、10月の下旬を予定しております。あちらでは、1か月間、環境をテーマにした博覧会と聞いていますので、高知の海・山・環境についての展示を1か月間行いますとともに、訪問団派遣時には現地でよさこいの披露などしたいと思っています。また、韓国からの受入れなんですけれども、受入れにつきましては、国民文化祭の期間に合わせて、県内で韓国の国楽団に来ていただいて披露をしてもらおうと考えています。11月を予定しております。

◎横山委員　すばらしい取組だと思っています。これで高知県と全羅南道の友好の絆が、さらに深まるような記念すべきものになるように期待しております。あわせて我々日韓議連も応援もしますので、何なりとお申しつけください。

◎下村委員長　部長にお聞きすべき内容かもしれないですけど、以前に比べて、国際交流、また日本に受け入れる外国人材が増えていったりすることについて、物すごく業務量が、国際交流に関しては前に比べてもっと増えていってます。今後も、議員の中でもいろんなところと交流をつないだりとか、恐らくさらに業務量が増えていくんじゃないかと私は思っているんですけど、それに当たって、人員のことであつたりとか予算のことであつたりとか、国際交流の部分に関して、部長どうでしょうか。もっと予算を要求しないといけないのか、その辺りどんな感覚を持たれるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

◎池上文化生活部長 国際交流の関係でいいますと、友好交流のところを中心に活動していた時期からいいますと、今回、本会議でも御質問ありましたけれども、輸出の面で経済的なところを含めて国際交流のお話があるようになってきました。また、担い手不足ということで外国人材を受け入れるようなことになってきてまして、もともとの国際交流課が所管をしていたところからいいますとかなりボリュームになっております。多文化共生の関係につきましては、ラインを設けまして、人員の強化もしてまいっておりますけれども、やはり今回の本会議での御議論などを踏まえまして、国際交流課として、文化生活部として、その辺りをどういうふうに全庁的に進めていく立ち位置を取るべきかについては、私自身も課題意識を持っています。それに伴って体制、予算につながってくるんだと思いますけれども、例えば輸出経済でいいますと、各所管課、各部でそれぞれ頑張っている部分もありますので、全てを国際交流課が引き受けるというよりは、全庁をまたがる形でしっかりどういう対応がなされているのかを踏まえて、体制、予算を考えていければと思っております。

◎下村委員長 私も皆さんの頑張りはよく分かっておりますので、個人的には全面的に応援もしていくつもりは持っております。どうぞ部長、いろんな方向で提言等、部内の中でいろいろお話しできればと思います。

質疑を終わります。

以上で、国際交流課を終わります。

〈県民生活課〉

◎下村委員長 次に、県民生活課の説明を求めます。

◎北村県民生活課長 まず、令和8年度当初予算について御説明します。

1 ページ、当初予算の歳出ですが、令和8年度の県民生活課の予算額は3億215万6,000円で、前年度予算より298万3,000円の増額となっております。

主要な取組及び予算額については、4ページのポンチ絵で説明します。当課は、安全で安心して暮らせる社会づくりを目指し、消費生活の安定と向上、NPO活動の促進、安全で安心なまちづくりの推進の3つを柱に事業に取り組んでいます。

まず、左上の消費生活の安定と向上についてです。

最初の二重丸、消費生活相談窓口の機能強化、啓発の充実では、県立消費生活センターにおいて、相談員8名を配置しまして、県民の皆様からの様々な相談に対応し、助言やあっせんを行うとともに、消費者への啓発や市町村の相談窓口への助言などの支援を行っています。市町村における消費者行政の推進では、国の地方消費者行政強化交付金を活用して、市町村に補助金を交付し、消費生活相談窓口の機能強化や啓発の充実などを進めます。

次の二重丸、消費者教育の推進では、来年度、国の消費者教育の推進に関する基本方針の中間見直しが行われる予定のため、それを受けて高知県消費者教育推進計画も見直しを

予定しています。見直し内容の検討の基礎資料とするため、県民の消費者トラブルや若者の消費者教育の状況などを把握するための委託経費などを計上しています。

次の二重丸、食品ロス削減の推進は、今年度中に策定予定の第2期高知県食品ロス削減推進計画に基づき、県民の皆様や事業者の方々が、食品ロス問題を自分事として捉え、実際にその削減に向けた行動に移していただけるよう、外食時の食べ切りの啓発物作成など広報啓発に係る委託経費を計上しています。

続きまして、その下のNPO活動の促進についてです。

最初の二重丸、NPOの認証・認定事務の適正な執行、及び、次の二重丸、NPO活動基盤の強化については、令和5年度に策定しました第5次高知県社会貢献活動支援推進計画に基づき、幅広い年代の方が社会貢献活動への理解を深め、気軽に活動に参加できる気風づくりを進めるよう取り組んでいます。具体的には、地域を担うNPOの育成を進めるため、高知県ボランティア・NPOセンターへの補助を通して、NPOへの情報提供や研修、ネットワークづくりなどの支援を行うほか、NPO法人の設立認証・認定に係る法人化の検討から申請手続、法人設立後の事業報告、日常の活動や運営に関する相談等への包括的な対応を行っています。

続きまして、右側の安全で安心なまちづくりの推進についてです。

まず、交通安全対策の推進では、高知県交通安全推進県民会議を中心に、交通安全に関する啓発、交通事故相談所や交通安全こどもセンターの運営など、交通安全対策全般に係る経費を計上しています。県内における令和7年の交通事故は、件数、負傷者とも前年より減少しました。一方で死者数は25人で、前年より増加し、特に65歳以上の高齢者の方の死者数は14人と、全死者数の56%を占めています。また、昨年末から本年初めにかけて、高齢者の死亡事故が頻発する深刻な事態に至ったことから、13年ぶりとなる高齢者交通事故多発警報を発令しました。高齢者の交通事故防止が大きな課題となっていることから、各種の交通安全関係団体、市町村、県警察などと連携協力し、広報啓発などの対策に一層取り組んでまいります。

次の二重丸、自転車の安全利用の推進では、ヘルメット着用や自転車損害賠償保険の加入の推進、自転車の安全利用の啓発動画をデジタルサイネージで掲載するための経費などを計上しています。また、来月から自転車に交通反則通告制度、青切符が適用されるため、県警察と連携し、自転車の交通ルール遵守について啓発を行います。

次の二重丸、交通安全こどもセンターの運営では、高知市比島の交通公園の管理運営を一般社団法人オフィスポラリスを指定管理者として委託する経費を計上しています。今年度、交通安全こどもセンターの園内に設置している機関車に危険箇所が見つかったため、現在、仮設フェンスを設置し、立入りを禁止していますので、令和8年度はクラウドファンディングなども活用しながら機関車の修繕を行います。

次に中段の犯罪被害者等の支援です。最初の二重丸、犯罪被害者等の相談体制の充実では、犯罪被害者等がいずれかの機関に相談すれば、必要な支援が関係する機関により一元的に行われる多機関ワンストップサービス提供のため、支援全体のハンドリングを行う支援コーディネーターを配置するとともに、関係機関で支援計画を決定する支援調整会議を設置します。あわせて、令和2年度より当課に設置している相談窓口においても支援コーディネーターが相談に当たります。犯罪被害者等支援推進事業委託料は、犯罪被害者等のための経済的支援制度の申請手続などの支援業務をこうち被害者支援センターに委託する経費です。性暴力被害者支援センター運営委託料は、国の性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金を活用し、相談や付添い等の直接支援や医療費助成事業等を行う性暴力被害者支援センターの運営を、こうち被害者支援センターに委託する経費です。

次の二重丸、犯罪被害者等の経済的負担の軽減は、犯罪により生命、身体に重大な被害を受けた方などに対して、被害からの回復に必要な費用の一部として、生活資金や転居費用、最低費用を助成するものです。

最後に下段、犯罪のない安全安心まちづくりの推進です。これは、令和3年度に策定しました第4次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画が令和8年度に計画期間を満了することから、次期計画の検討、策定に係る経費のほか、事業者団体や地域のボランティア、市町村などと連携協力して防犯意識を高めるための啓発活動や、防犯に関する情報の提供などを行う経費を計上しています。

次のページをお願いします。令和7年度補正予算の歳出について説明いたします。全体で962万2,000円の減額補正をお願いしております。

消費者行政推進事業費の減額は、県民意識調査委託料について、広報広聴課の県民世論調査を活用したため実施しなかったことによるもの、また、市町村消費者行政推進事業費補助金は、対象となる所要額が見込みを下回ったことによるものです。

補正予算の説明は以上です。

以上で県民生活課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 犯罪被害者支援のところで、性暴力に対しても対策をされているとのことですが、前回、人権・男女共同参画課長の答弁で、高校生にアンケートをすると、14%ぐらいが性犯罪に遭っているデータを最近つかまれたとのことなんですけれども、性暴力被害者支援センターが実際相談を受けている状況が悪化しているんじゃないかと心配するんですが、まず性暴力の被害者の実態は、どういう状況でしょうか。

◎北村県民生活課長 性暴力被害者支援センターの支援の実績としましては、相談の部分が令和5年度が379件、令和6年度が306件、令和7年度が1月末で272件といった状況になっております。

◎はた委員 実際、年齢で見ると、子供も含めて、ニュースでも学校での性被害なんかも報道されていますけれども、年齢状況はどんな状況でしょうか。

◎北村県民生活課長 令和7年度の1月末時点の状況で、被害者が10歳未満の方の相談が5.9%、10代の方が39.0%となっております。令和5年度、6年度については今、データを持っておりません。

◎はた委員 10代以下が4割を超えると。これは本当に衝撃的な実態だと思うんですが、こういった実態を踏まえて、これから犯罪のないまちづくり推進計画につなげていく必要があると思うんですが、計画づくりの中にこういった非常事態とも言える状況を踏まえた取組としていくのかどうか、今度の第5次の計画についての考え方を教えていただきたいです。

◎北村県民生活課長 安全安心まちづくり推進計画では、現在の第4次計画でも、子供や高齢者を事件や事故から守ろうということで、重点目標の一つに掲げておりまして、子供への声かけ事案であるとか、女性への性被害の問題などについても、啓発や取組を入れて取り組んでおります。最近の状況も踏まえた上で、第5次の計画もしっかり立てていきたいと思っています。

◎はた委員 犯罪が起きた場合は被害者と加害者が生まれるわけですがけれども、その加害者の家族への配慮、支援、加害者の家族の立場も被害者ではないかと。先日、高知市内でそういった支援の必要性について講演が行われておりましたけれど、県としては、その加害者家族へのフォローの点はどんなにお考えでしょうか。

◎北村県民生活課長 加害者の支援は、地域福祉政策課でやっているはずです。

◎下村委員長 所管課ではない。

◎はた委員 加害者に対するというより、加害者の家族であったことに対する二次被害、こういった差別や人権侵害がないようにしていく県の取組があるんでしょうか。

◎下村委員長 所管が違いますよね。答えられないと思います。

◎はた委員 そしたら、テーマが変わります。食品ロス削減の推進のところでお聞きをしたいんですが、外食時の食べ切り啓発ですが、実際、若い女性の方とか、いろんな高齢者の方にもお話聞くんですがけれども、食べ切りたいけれども、そもそも量的に選択肢がない。例えば、半分のサイズがありますよというような、業界含めての食べ切り推進策がないと、なかなか外食時の食べ切りは、実態として効果を上げるのは難しいと思うんですが、いろんなメニューの半分のサイズがあるとか、お持ち帰りも、例えばセットでできるとか、そういった工夫というんでしょうか、啓発をするに当たって、業界団体の方にもお願いしていく必要もあると思うんですが、その点はこの推進の中でどう取り組まれるんでしょうか。

◎北村県民生活課長 今年度策定予定の第2期食品ロス削減計画の中にも入れているんですが、事業者で取り組んでいただきたいこと、国が進めていることの中には、食べ

切りサイズといたしますか、食べ切れる量を外食などで提供するといったこととか、あと、残ったものを持ち帰ることに関してもガイドラインが令和6年の12月に国でできておりまして、そういったことの周知もしていきましようということも入れています。県としてもそういうところもやっていくはいくんですけれども、商売をされている飲食店のお考えもありますし、一概に小さいサイズを作ってくださいとも、なかなかお勧めしにくいところもあります。まずは、宴会時などに出されたものを食べ切りましようということを来年度は普及していきたいと思っていまして、ポスターを作ったりといったことを考えています。

◎はた委員 食べ切りサイズの選択肢が今、現場には少ないと。ここを改善していくことの協力をお願いしていくことが大事だと思うので、出されたものを食べ切りたいと思っても、身体的に、環境的にもできない状況があると思うので、そういった方たちに理解してもらえるような取組を、ぜひともこの予算で進めていただきたいと思います。

◎北村県民生活課長 参考にします。

◎樋口委員 はた委員とちょっと意見が違いますが。いや、土佐の皿鉢文化は食べ切り文化じゃないんですよ。これはビジネスが関わることだから、行政が何も言わなくても、例えば半分サイズがもうかるんだったら商売人はみんなやっています。そこはビジネスの世界に行政が一々入っていくのもどうかと思うし、注文するほうも大人げないですね。それは食べれんもの注文したらいかんです。そこら辺りも個人のもう自由経済の中での話ですから、あまりにもこれに介入するのはいかんと思います。

それから、持ち帰りは随分前からアメリカからはコンテナに入れていましたよね。持ち帰り文化があったんですが、日本は一時、保健所の指導もあって、ホテルの料理などはとても持ち帰れなかったです。そこら辺りも検証して、保健所がどのような持ち帰りを進めるかのほうがもっと手短な方法だと思うんですけれど、現実問題は夏の持ち帰りなんか非常に難しい。デリケートなところがある。だから、ある程度自由経済の中ですから、私は非常に難しい問題と思います。

◎北村県民生活課長 今回の計画の策定のときにも、食品衛生協会や旅館ホテル生活衛生同業組合からも委員なりオブザーバーとして参加いただきまして、今のような御意見も頂いております。お持ち帰りに関しては、食品の衛生面の危険性がかなりありますので、そういうところはしっかり伝えた上で選択していただくようにやっていきたいと思っていま

す。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、県民生活課を終わります。

〈私学・大学支援課〉

◎下村委員長 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎後藤私学・大学支援課長 当課からは、令和8年度当初予算、令和7年度補正予算について御説明します。

説明資料1ページをお願いします。令和8年度当初予算議案説明書、歳出予算です。

まず、一番下の欄、1大学支援費から右の説明欄に沿って主なものを説明します。

上から2つ目の県内大学等魅力発信事業委託料は、県内の高等教育機関の魅力を県内外の生徒に対してPRすることで、県内高校生の県内進学率及び各学校の定員充足率の向上を図るものです。

2ページのポンチ絵を御覧ください。本事業の目的は、保健・福祉系の県内私立大学及び専修学校を含みます県内の高等教育機関の入り口対策の強化です。

左上の現状・課題にありますように、県内大学等に進学した県内の生徒は卒業後も県内に定着しやすい傾向があり、県内進学率を高めることは県内就職率の向上に一定有効と考えています。一方で、若年人口の減少により、特に県内の私立大学等の定員確保は厳しい状況となっています。

このため、右側、県内大学等の入り口対策の強化として、(1)県内大学等が一堂に会する合同説明会を開催するとともに、(2)県内進学ガイドブックの作成をし、各学校の魅力について県内外の高校生に周知を図ってまいります。これらの取組により、県内の高校生の県内進学率の向上、また、将来の県内就職率の向上につなげることで、地域に必要な人材を確保するとともに、県内の学びの場の維持にもつなげたいと考えています。

3ページをお願いします。1つ目の高知県公立大学法人職員共済組合負担金は、法人の教職員の共済費に係る県の負担金で、地方公務員等共済組合法の規定により、県が負担義務を負うものです。

次の高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金は、高知県立大学池キャンパスLED化改修工事や高知工科大学のエアコン更新等に係る費用を補助するものです。

次の高知県公立大学法人授業料等減免補助金は、国の修学支援新制度に伴う授業料等の減免額を補助するものです。令和7年度からは、国の制度変更に伴い、扶養される子が3人以上いる多子世帯に対する支援を拡充しています。

その下の高知県公立大学法人運営費交付金は、法人の運営費として交付するものです。

次に、ページ下の欄、私学支援費です。

4ページをお願いします。右の列の説明欄1つ目の私立学校人権教育指導委託料は、私立学校の教員を対象に、人権教育を促進するための研修や学校訪問による指導を人権啓発センターに委託して実施するものです。

2つ下の自転車ヘルメット着用推進事業委託料は、平成31年4月に高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されたことを受けまして、県教育委員会と協力して取り組んでいるものです。県教育委員会では令和7年度の新入生からヘルメットの所有

を自転車通学の条件とする決定をしたことを踏まえまして、私立学校におきましてもヘルメットの所有義務化を決めた学校も出てきています。

次の相談事業委託料は、SNSで高校生の相談を受ける事業で、こちらも県教育委員会と協力して行うものです。

次のイベント開催等委託料は、今年度から教育委員会が実施している県外生徒募集のために県外で実施する説明会、こうち留学フェアへの私立学校参加分の委託料です。

2つ下の私立学校運営費補助金は、私立小中高等学校の運営費に対して補助するものです。

このほか、私立学校への運営費への補助としましては、次の私立特別支援学校運営費補助金とその下の専修学校運営費等補助金があります。

次の私立学校授業料減免補助金は、授業料減免を行う学校に対し補助するものです。現在、県内全ての私立学校において授業料減免事業を実施しています。

2つ下の私立学校教育改革推進費補助金は、各学校が行う教育の質の向上に係る経費、また、特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図るものです。

その下の2つの補助金は、私立学校教職員の退職金制度や共済年金制度の安定を図るため、高知県私学退職金社団や日本私立学校振興・共済事業団に対して補助するものです。

5ページをお願いします。1つ目の私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金は、国の重点支援交付金を活用し、小中学校及び高等学校専攻科の児童生徒を対象に、低所得世帯の生徒に対する授業料減免を拡大し、減免措置を行った学校法人に補助するものです。

次の私立学校活動支援事業費補助金は、ふるさと納税を活用し、県内の私立学校が実施する教育環境の充実や学校の魅力化に資するプロジェクトに対して補助するものです。

次の外国人留学生受入環境整備事業費補助金は、各高校等による国際交流や留学プログラムの構築を含めた環境整備を支援するものです。

次の私立高等学校等就学支援金交付金につきましては、来年度、大きな制度改正が予定されております高校の授業料無償化に係る予算となりますので、別途資料で御説明します。

6ページをお願いします。今回の就学支援金制度を改正する目的としましては、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図るものです。

改正の内容としましては、(1)所得制限の撤廃と(2)支給上限額の引き上げです。

下の図を御覧ください。現行の国の制度は、オレンジで囲んだ部分であり、下にあります世帯の所得に応じて、年間の支給上限額に差を設けておりましたが、改正後は所得制限が撤廃され、所得にかかわらず支給対象とされる予定です。また、支給額につきましても、

矢印のとおり上限額が引き上げられ、全国の私立高校の年間授業料の平均、年額 45 万 7,200 円が上限となる予定です。

次に、3 予算額等を御覧ください。今回の改正により、来年度の予算額は本年度の約 1.8 倍の 22 億円余りを計上しています。また、今回の制度改正に当たり、高校教育における国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの国負担 10 分の 10 から、国 4 分の 3、県 4 分の 1 の割合で負担することとなる予定です。なお、米印にありますとおり、地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上されるなど、地方に新たな負担が発生しないよう、地方交付税により措置されることとなっています。

5 ページにお戻りください。上から 5 番目の私立高等学校等専攻科修学支援金交付金は、高等学校等の専攻科の低所得世帯に対して支援を行うものです。こちらの事業も令和 7 年度から多子世帯への支援を拡充しています。

2 つ下の専門学校授業料等減免費交付金は、令和 2 年度にスタートした国の修学支援新制度に伴い、授業料等減免額を補助するものです。こちらの事業も令和 7 年度から多子世帯に対する支援を拡充しています。

次の私立高校生等奨学給付金扶助費は、低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため定額を給付するものですが、令和 8 年度から中所得世帯の高校生も対象となり、また、国庫補助率もこれまでの 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられる予定です。

次に、育英事業推進費です。

土佐育英協会補助金は、公益財団法人土佐育英協会が県内出身者に対して行っており、奨学金貸与事業の支援のため、必要な経費を補助するものです。

次の産業人材定着支援給付金は、支援候補者として決定した方の就職状況を確認の上、奨学金返還に係る支援を行うものです。

次の夢・志チャレンジ育英資金給付金は、篤志家からの寄附金を原資とした返還の必要がない給付型の奨学金を給付するものです。新規の募集は令和 5 年度で終了しており、現在対象となっている学生が卒業するまで奨学金の給付を行うものです。

7 ページをお願いします。以上、私学・大学支援課の令和 8 年度予算は総額 121 億 4,950 万 6,000 円で、前年度に比べ 2 億 1,382 万 3,000 円の増となっています。

次に、補正予算について説明をいたします。

8 ページを御覧ください。歳出の補正予算です。

ページ真ん中、1 大学支援費から右の説明欄により説明いたします。

1 県立大学等支援費の 2 つ目の高知県公立大学法人職員共済組合負担金は、基礎年金公的負担金の負担率が上がったことによるものです。

その下の高知県公立大学法人施設等整備事業費補助金は、大学法人が実施する施設整備

に係る費用が入札減等により当初の見込みを下回ったものです。

次の高知県公立大学法人授業料等減免補助金は、国の修学支援新制度による授業料等減免について、特に多子世帯の減免において当初の見込みを大きく上回る申請があったことにより、増額の補正を行うものです。

9 ページをお願いします。次に、私学支援費です。

1 つ目の私立学校運営費補助金から、次のページの私立高校生等奨学給付金扶助費までにつきましては、ほとんどが生徒数や対象者数が当初の見込みを下回ったことによるもの、または申請額や実績額が当初の見込みを下回ったことによるものです。

また、一番下の私立学校電気料等高騰緊急支援給付金につきましては、電気料の高騰の影響を受けている私立学校に対して、国の重点支援交付金を活用し、支援を行うものです。

10 ページをお願いします。最後に、育英事業推進費です。

産業人材定着支援給付金は、支援候補者の離職に伴い、交付対象者が減少したことによるものです。

以上が補正予算の説明です。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 多子世帯への減免制度が運用されて、高知県では件数でどれぐらいの方が申請されたのでしょうか。

◎後藤私学・大学支援課長 公立大学法人でいいますと、入学科につきましては 264 名、授業料でいいますと大体 640 名弱の状況です。

◎はた委員 大事な子育て世帯を支える制度だと思うんですが、前回、本会議でも取り上げました。申請制度においてはなかなか周知が徹底しないと制度が活用できないとか、申請しても申請の仕方によって支援が受けられなかったりとか、いろんなトラブルがあるかと思うんですが、前回相談した件については国が支給することを決定しましたので、県の努力があつて国も申請をちゃんと理解してくれたんですけれども、こうやってつながったところはきちんと認定されると。ただ、つながっていないと思われるケースもあるんじゃないかと思うんです。今後、制度の周知だけではなくて、1 回判定から外れたけれども、相談したことによって解決した事例が県でもあることを知らせていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

◎後藤私学・大学支援課長 9 月に国の新たな通知も出ている状況もありますし、学校自体も非常に多子世帯、授業料の負担が相当軽減されることは十分承知をしております、説明会も複数回やられている状況もあります。先ほど言われたように、県がどれだけ認定に尽力できたかというところはありますけれども、やはり不認定だったときにお知らせいただくとか、そういったことは周知をしてまいりたいと思います。

◎樋口委員 これは私の感想ですが、県内高校を卒業して県内の大学行って、それが県内の就職率になると。若い人を単なる労働者としか思っていないですわね。私は、どこの学校へ行こうが、どこに就職しようが、個人の選択だから文句を言う気はないけれど、若い人には一遍、首都の東京を見てもらいたい。東京の大学へ行くというのも、最先端のところで政治も最先端で、そこですさまじいバトルが行われているわけです。こんなに高知県の企業に就職してもらいたいので、高知県の大学へ行ってくれというのは、行政があんまり発信すべきじゃないし、もし本当にその企業に魅力があったら、当然、北海道からも東京からも来ます。そういう意味で、私は知り合いには、とにかく条件とお金が許せば東京へ行って、それからまた高知を見直して高知へ戻ってほしいと表明しているんですけどね。ここは私はクレームをつけたいです。

◎後藤私学・大学支援課長 おっしゃることは十分分かりますし、今、県外に実際進学されている生徒で、県内の学校をあまり知らずに進学されている方も多いんじゃないかと思っております、県内の学校にも魅力のある学校があるところをまず知っていただくということで、今回事業化をしているところですので、できるだけ知っていただくように頑張りたいと思います。

◎岡崎委員 樋口委員と反対になるんですけども、私は、県内出身者が県内に残るのはすごく大事だと思っていて、行政がそこまで介入したら駄目だというお考えはよく分かるんですけど、医療政策課にも医師の確保のことで、高知大学医学部医学科にどれだけ進んでいるのかお聞きしたんです。25%が進学していると今日新しい資料で出していただきましたけれど、25%というと60名だから15人です。1学年15名ずつが大体入っていると。その中には浪人生も入っているんで、現役世代は10名程度なのかなと予想するんですけど、10名いないかもしれない。そのほとんどが多分、私学出身の生徒が多いと思うんですよ。偏見になってしまっているかもしれませんが、私は中学校の教員でしたので、優秀な子には医者になれやと言ったこともあるんです。けれど、公立中学校を出て高知学芸高校へ行って、なっている子は浪人して医師になっているんです。私立の中学校から6年間かけてやった子は多分現役でも合格していく。医師はかなり難しいので、ほとんど浪人して合格していくことになると思うんですけど、そういう支援が私学支援費の中で、特別な教育改革推進費のところを、医学部医学科を指すためにというようなことはできないのか、そんな思いもしたことなんです。医師の確保を、これから本当に一部の優秀な子しか医学部医学科に行けないので、そこを県も支援する形を取るとしたら、私立の学校も今まで以上に頑張るんじゃないかと思うんですけど、どんなものでしょうか。

◎後藤私学・大学支援課長 医学部医学科に限定した形ではないんですけども、先ほど言われた教育改革推進の部分でいいますと、教員の補助などの形で強化もできるようになっておりますので、そういった形で学校に支援をしていっている状況です。

◎横山委員 県内大学にこの予算、私、大変重要な予算だと思っております。ひいては県外の大学進学時に若者が流出するのも、今、人口減少対策調査特別委員会の中でも県内大学の魅力化、これが一つ大きな課題だと取り上げられている中で、私も課題意識を持って質問をさせていただきました。高知工科大学にデータ&イノベーション学群、この理系のデジタルの新学群をつくったのも、高知県内に若者が学べる場所をつくったというのものもあるだろうし、県内のデジタル人材を輩出する入り口と出口と両方のことをやろうというのが最初の立ち上げのきっかけだったと承知をしております。樋口委員のおっしゃるように、外へ見に行くことも本当に素晴らしいことだと思います。ただ、いろんな事情があって、高知県内で学んで、高知県内でそのままエッセンシャルワーカーなどに定着することも、人口減少対策としては重要なことだと思います。だからまずは県内の大学が自身で努力して魅力化を図って、それを県としてもしっかりPRして、また産業界とも連携してと、入り口対策のまず第一歩だと思っております。期待していますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

〈国際交流課〉

◎下村委員長 ここで皆さんに御報告します。先ほどの国際交流課での、はた委員の質疑に対する県内のパスポート保有率について説明をしたいとの申出がありましたので、これを受けることといたします。

◎松本国際交流課長 はた委員から頂きました御質問に対しまして、外務省で出している統計がありまして、令和7年末で高知県内の有効発券旅券数は6万408冊です。人口で割りますと9.3%になります。これから数字が伸びていきますように周知もしてまいります。

◎下村委員長 以上で、文化生活部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、文化生活部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈県民生活課〉

◎下村委員長 第12次高知県交通安全計画の作成について、県民生活課の説明を求めます。

◎北村県民生活課長 第12次高知県交通安全計画（案）について御説明します。

まず、資料上の計画の概要を御覧ください。この計画は、交通安全対策基本法の規定により、国が3月末に策定します第12次交通安全基本計画に基づき、県や関係する国の機関、輸送関係事業者などで構成される高知県交通安全対策会議が作成する計画です。県内の陸上の交通安全に関する施策の大綱を定めるもので、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年です。構成は、道路交通の安全、鉄道交通の安全、踏切道における交通の安

全の3部からなりますが、本日は主に道路交通の安全に関する内容を説明いたします。

資料左側、道路交通の現状を御覧ください。中央の表にもありますとおり、現行の第11次計画期間中の交通事故の発生件数、負傷者数は共に減少傾向にあります。死者数についても令和6年には統計を取り始めて以降の最小値を記録するなど、第11次計画における交通事故の抑止目標である、令和7年までに交通事故死者数を年間25人以下にするを達成することができました。

当事者別の状況について、中央下の折れ線グラフでお示ししています青色の線が高齢者の事故で、件数は減少しているものの、交通事故全体の約5割を占めています。オレンジ色は自転車で、事故全体の20%台前後で推移し、件数、死者数ともに減少傾向にあります。

次に資料右上の道路交通事故の抑止目標を御覧ください。第12次計画では、交通事故死者数を限りなくゼロに近づけるため、抑止目標を令和12年までに交通事故死者数を年間20人以下にするとしたいと考えています。

その下、道路交通安全対策の体系を御覧ください。対策の柱は①から⑧です。第11次計画の死者抑止目標を達成したことや、近年の道路交通事故の発生件数、負傷者数はともに減少しており、これまでの対策は一定の効果があったと認められることから、第12次計画においても基本的には現行計画の対策内容を引き継いだ上で、交通事故の発生状況等を踏まえた対策の強化や新設された制度などへの対応を加えることとしております。

新規拡充項目について御説明します。②の交通安全思想の普及徹底では、あおり運転の防止や、ながらスマホ対策の強化、高速自動車国道における逆走防止、交通ルールの遵守の促進、いわゆる電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車等の安全利用などについて普及啓発活動を推進します。

③の安全運転の確保では、多言語教材を用いた外国人運転者に対する交通安全教育の充実、外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える外免切替制度を厳格に運用し、運転者教育等の充実を図ります。また、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用、自動配送ロボット等の遠隔操作型小型車の安全な運行の支援といった、自動運転等の安全の確保と支援を新たに盛り込みました。

④の車両の安全性の確保は、駆動補助機付自転車、いわゆる電動アシスト自転車の正しい利用の周知等を促進しようとするものです。

そのほかにも、4月からの自転車への交通反則通告制度、青切符の導入を踏まえた取組としまして、児童や生徒等に対する交通安全教育の推進や交通指導取締りの強化を図ります。

この計画案の今後のスケジュールにつきましては、パブリックコメントを行った後、交通安全対策会議を開催し、決定する予定です。

最後に次のページを御覧ください。右下にあります鉄道交通の安全、踏切道における交

通の安全を含めた計画案の体系全体をお示ししております。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、県民生活課を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後 1 時 10 分とします。

(昼食のため休憩 12 時 4 分～13 時 7 分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《公営企業局》

◎下村委員長 次に、公営企業局について行います。

それでは、議案について、局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎澤田公営企業局長 公営企業局の提出議案等について総括説明をいたします。公営企業局からは、電気、工業用水道、病院の各事業会計の令和 8 年度当初予算と、工業用水道、病院事業会計の補正予算、条例議案 1 件の御審議をお願いするほか、報告事項が 2 件あります。

説明に入ります前に少しお時間を頂きまして、後ほど担当課長から詳しく御説明しますが、幡多けんみん病院の医師の勤務環境の改善について、私からまず御報告を差し上げたいと思います。

本事案につきましては、令和 6 年末、麻酔科医の派遣元である高知大学から御指摘を頂きまして、公営企業局として、このことを重く受け止めて第三者委員会を設置、第三者委員会からの報告内容を踏まえまして改善計画案を取りまとめました。同時に麻酔科医の派遣再開に向けまして、院内の受入環境を整えるとともに、高知大学をはじめ関係機関と調整を行ってまいりました。このたび、改善計画案に高知大学の御意見を反映した上で合意ができて、この 4 月から順次、麻酔科医の派遣再開をいただけることになりました。この間、幡多けんみん病院は医療提供体制の変更を余儀なくされまして、県議会並びに県民の皆様に御負担と御心配をおかけいたしました。私自身、公営企業局の責任者として適切に組織運営を果たせずに、幡多地域の医療サービスの停滞を招くことになり、大変反省をしております。このことは県としても重く受け止めまして、私は知事から文書による注意を頂いたところです。あわせまして、病院現場の関係者に対しましても過去に遡って検

証を行い、責任の程度に応じて対応したところです。

大変申し訳ございませんでした。

本事案を通じまして、大学の皆様から共通した御意見があったと私は受け止めております。具体的には、医師の派遣自体は当たり前のことではなくて、限りある医師派遣の中で、大学は地域医療を担う県立病院の重要性に配慮して対応している。そのことを理解した上で大学や医師を大切にしてほしいということでした。

総括といたしましては、大学との対話を欠かすことなく、信頼関係を構築して、医療従事者からのＳＯＳを見逃すことなく勤務環境をしっかりと整えて、関係機関と協働して地域医療を守ることが重要と思っております。

今回の出来事を教訓としまして、大学との連携をこれまで以上に密にして、地域の皆様が安心して暮らし続けられるように、医療サービスの提供に努めてまいります。

それでは、説明に入ります。資料は２ページを御覧ください。令和８年度当初予算について、まず御説明します。

資料左側の１電気事業会計は、３つの水力発電所の運営などに係る予算です。

表の左側、収益的予算のうち収入は、前年度比で９,４００万円余りの増となる２４億５,９００万円余りを計上しており、主な要因は水力電力料の増加によるものです。支出については、前年度比で６,１００万円増の１７億９,３００万円余りを計上しておりまして、収支差額といたしましては、６億６,６００万円余りの黒字を見込んでいます。

次に右側の資本的予算のうち、収入は前年度と同額の７００万円余り、支出については前年度比で１０億７,９００万円余りの増となる１５億２,１００万円余りを計上しています。その主な要因は、建設改良費で杉田発電所の発電機固定子コイルの更新工事と、配電盤の更新工事に要する経費など、令和６年度にお認めいただきました債務負担の現年化予算を計上したものです。この結果、収支差額はマイナス１５億１,４００万円余りとなりまして、内部留保資金で補填することとしております。

下のボックスにありますのは、令和８年度の主な事業です。永瀬発電所水車出力増加調査につきましては、永瀬発電所は建設から７０年余りが経過しておりまして、今後の大規模改修を見据えて発電電力量を増加できるように、発電用水車の形状を変更するなどにより、出力アップの可能性を検討するものです。

次に、資料右側になります。２工業用水道事業会計は、鏡川と香南の２つの工業用水道において、ユーザー企業の皆様に工業用水を安定的に供給するための予算です。

表の左側、収益的予算のうち収入に関しましては、前年度比で９００万円余りの減となる２億５,０００万円余りを計上しており、その主な要因は、鏡川工業用水道ユーザーの事業廃止などに伴う、給水収益の減少によるものです。支出については、前年度比で３,６００万円余りの増となる２億９,２００万円余りを計上しておりまして、その主な要因は、香南工業用

水道の遠方監視制御装置の更新に伴う除却費用を計上したことによるものです。この結果、収支差額は4,200万円余りの赤字を見込んでいます。

次に、右側の資本的予算のうち収入は6,400万円余りで、その内訳は、香南工水の遠方監視制御装置の更新費用としまして、電気事業者借入金5,300万円余りと、鏡川工水の管路更新に係る詳細設計費用としまして、国庫補助金1,100万円余りの合計6,400万円余りを受け入れるものです。支出については、前年度比で4,400万円余りの増となる1億6,900万円余りを計上しています。この結果、収支差額はマイナス1億500万円余りとなりまして、内部留保資金で補填することとしております。

下のボックスの主な事業としましては、工業用水道の安定供給に向けた取組としまして、1つ目のポツですけれども、鏡川工業用水道の優先整備区間の管路の更新と、耐震化に向けた配管布設予定ルート調査を継続して実施するとともに、2つ目のポツになりますけれども、鏡川と香南工水の水位情報等の送受信装置の更新に合わせまして、デジタル化をする費用を計上しているところです。

続いて、3ページを御覧ください。3病院事業会計です。あき総合病院と幡多けんみん病院の両県立病院に係る予算でして、資料左側の上段になりますが、収益的予算のうち収入は前年度比で1億2,200万円余りの増となる173億9,900万円余りを計上しており、その主な要因は物価高騰対応重点交付金の受入れを見込んだものです。支出につきましては、前年度に比べ4億3,300万円余りの増となります183億9,500万円余りを計上しており、その主な要因は、職員の給与費や物価高騰による経費などの増加によるものです。この結果、収支差額は9億9,500万円余りの赤字を見込んでいます。

次に、下段になります。資本的予算のうち収入です。企業債の増加などによりまして、前年度比で8億7,500万円余りの増となる27億4,600万円余りを計上しています。支出につきましては、前年度比で8億8,400万円余りの増となる32億8,700万円余りを計上しておりまして、その主な要因は、機械備品の購入の増加等によるものです。この結果、収支差額はマイナス5億4,000万円余りとなり、過年度の損益勘定留保資金で補填することを見込んでいます。

資料の右側には、資本的予算による主な医療機器等の整備内容を記載しています。

資料下段になりますけれども、こちらは、報告事項で詳しく御説明しますが、第8期の経営健全化計画の改定案です。当初計画では、経営目標としまして令和8年度までに、病院事業全体で経常収支の黒字化を目指すとしておりました。しかしながら急激な物価高騰などの影響を受けまして、病院経営は厳しい状況です。令和8年度当初予算においても、経常収支の赤字を計上せざるを得ず、計画期間の折り返し時点において経営目標を見直すことといたしまして、一方で、取組についてはより一層の強化が必要と考えておるので、バージョンアップを図ることで、県立病院が地域医療の中核病院として役割を果た

してまいります。

次に、4 ページをお願いします。こちらは、工業用水道事業会計の令和 7 年度補正予算です。資本的収入の鏡川工水の管路更新に伴う国庫補助金の受入れです。

次に、5 ページをお願いします。病院事業会計の令和 7 年度補正予算です。収益的収入のうち、県立病院課の他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入れに係る事務費の精算に伴う減額です。あき総合病院と幡多けんみん病院の他会計負担金に関しましては、人件費の増に伴う一般会計からの負担金、他会計補助金は国の補正予算措置に伴う物価高騰重点支援地方創生臨時交付金による特別措置支援の受入れ、国庫補助金は国の補正予算措置に伴う医療機械等における賃上げ・物価上昇支援事業について増額補正をそれぞれお願いするものです。

次に、6 ページをお願いします。条例議案について御説明します。令和 8 年 2 月高知県議会定例会議案目録、条例その他になります。一番下の第 62 号議案、高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案につきましては、公営企業局職員の定数見直しに係る所要の改正を行おうとするものです。

最後に報告事項は、高知県立病院第 8 期経営健全化計画の見直しと、幡多けんみん病院における医師の勤務状況等についての 2 件です。詳細についてはそれぞれの担当課長から御説明します。

私からの説明は以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈電気工水課〉

◎下村委員長 初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎石原電気工水課長 令和 8 年度電気事業及び工業用水道事業会計の当初予算及び令和 7 年度工業用水道事業会計補正予算につきまして、危機管理文化厚生委員会資料、令和 8 年 2 月定例会に沿って説明をいたします。

資料の 1 ページ、令和 8 年度当初予算説明資料です。

まず、電気事業会計です。金額は全て税込みになります。

1 業務の予定量です。物部川流域の 3 か所の水力発電所、永瀬・吉野・杉田から、売電先の四国電力へ供給する電力量としましては、合計で年間 1 億 6,500 万キロワットアワー余りを見込んでいます。

続いて 2 収益的収入及び支出は、水力発電事業の経営活動に伴い発生する収益と費用を計上しています。

表の中央の列、令和 8 年度当初予算額の欄をお願いします。

まず、収益のうち主なものは、1 行目の営業収益です。このうち、水力電力料は、四国電力からの売電料金収入など 23 億 8,400 万円余りを見込んでいます。

次に財務収益は、当課で保有しております四国電力の株式の配当金収入 3,900 万円余りと、預金や有価証券などの利息収入を見込んでいます。その他営業外収益等を合わせまして、電気事業収益の合計は 24 億 5,900 万円余りを計上しています。

次に、費用です。営業費用は 16 億 8,100 万円余りを計上しています。このうち、水力発電費 13 億 9,100 万円余りは、出先機関であります発電管理事務所や総合制御所の職員の人件費、各発電所の修繕費、発電側課金、委託料、水利使用料、減価償却費、永瀬ダム管理費の分担金などの経費を計上しています。

次に、一般管理費 2 億 9,000 万円余りは、本局職員の人件費やダム周辺整備事業に係る香美市に対する交付金、さらには物部川水源の森整備事業に係る香美市と香南市に対する補助金などの経費を計上しています。

その下、営業外費用 1 億 500 万円余りは、新エネルギー推進費として出前事業などの地域交流事業に係る経費のほか、有料駐車場の管理費、消費税の納付額を計上しています。

以上、電気事業費用の合計は下から 2 行目、17 億 9,300 万円余りとなり、令和 8 年度の収益的予算の収支差額としましては、一番下の行、6 億 6,600 万円余りを見込んでいます。

次に 2 ページ、3 資本的収入及び支出です。設備機器の更新費用や改良といった資産の増減に係る予算を計上しています。

表の中央の列、令和 8 年度当初予算額の欄をお願いします。まず、収入は 700 万円余りを計上しています。これは、平成 30 年度に香南工業用水道の整備事業費としまして、工業用水道事業会計に貸し付けた資金の償還金の受入れを計上しています。

次に支出です。建設改良費は 11 億 4,500 万円余りを計上しています。このうち、水力発電設備 10 億 4,800 万円余りは、各発電所の機械装置などの更新や改良に要する経費を計上しています。主なものとしましては、先ほど局長が説明しました、令和 6 年度に債務負担の承認を頂きました杉田発電所における固定子コイルの更新、4 億 9,000 万円と、一体型の配電盤装置の更新として 3 億 3,000 万円余りを現年化する経費です。建設準備口 8,000 万円余りは、永瀬発電所水車出力増加調査の費用として 5,200 万円余りと、永瀬ダム堰堤改良の事業費 2,700 万円余りを計上しています。

その下、地域振興費につきましては再生可能エネルギーの利活用を通じて、地域産業や地域活性化に取り組む市町村などの事業に対し助成するための経費を計上しています。

他会計貸付金は、工業用水道事業会計に対して貸し付ける資金を計上しています。

以上、資本的支出の合計は下から 2 行目、15 億 2,100 万円余りとなります。

一番下の行に計上しています、資本的収支の不足額、15 億 1,400 万円余りにつきましては、欄外に記載してありますとおり、減債積立金などの留保資金で補填することとしております。

続いて 3 ページ、4 債務負担行為です。1 件目の財務会計システム賃借料は、公営企業

会計に係る財務会計システムの機器費を含めた賃借料及び保守に要する費用です。もう1件のたな卸資産購入限度額につきましては、杉田発電所の発電機で使用する回転整流器、回転子に直流電流を供給するための装置なのですが、その部品の納期が1年を超過するため、購入費用としまして1,300万円余りを計上しています。

電気事業会計の説明は以上です。

続きまして4ページ、工業用水道事業会計です。

1業務の予定量です。鏡川工業用水道は、高知市内の給水先46社に年間557万立方メートル余り、香南工業用水道では、香南市内の給水先2社に年間118万立方メートル余りの給水を見込んでいます。

続いて2収益的収入及び支出は、鏡川工業用水道事業と香南工業用水道事業の経営活動により発生します収益と費用をそれぞれ計上しています。

表の中央の列、令和8年度当初予算額の欄をお願いします。

まず、収益です。1行目の営業収益は、両事業合わせまして1億4,600万円余りの給水収益を計上しています。その内訳としましては、鏡川工水では1億1,000万円余り、香南工水では3,600万円余りを見込んでいます。

次に、営業外収益といたしまして有料駐車場の料金収入、長期前受金戻入など1億200万円余りを見込んでおり、営業外収益等を合わせまして、工業用水道事業収益の合計は2億5,000万円余りを計上しています。

次に、費用です。まず、営業費用は2億8,800万円余りを計上しています。このうち、給水費9,700万円余りは、出先機関であります総合制御所職員の人件費、送水ポンプの動力費、施設の修繕費、鏡ダム管理費の分担金など、施設の維持管理に要する経費を計上しています。

その下、一般管理費1,100万円余りは本局職員の人件費や、鏡川工水の新規給水先を想定して給水施設の整備費に係る補助金などの経費を計上しています。

資産減耗費4,600万円余りは、局長からの概要説明にもありました、配水池テレメーター装置及び遠方監視制御装置の更新に係る除却費用を計上しています。

その他営業外費用等を合わせまして、工業用水道事業費用の合計は下から2行目、2億9,200万円余りとなり、令和8年度の収益的予算の収支差額は、一番下の行に記載していますとおり、4,200万円余りの赤字を見込んでいます。

続きまして5ページ、3資本的収入及び支出です。表の中央の列、令和8年度当初予算額の欄をお願いします。まず、収入は6,400万円余りを計上しています。このうち、他会計借入金5,300万円余りは、香南工水の遠方監視制御装置の更新に必要な費用として、電気事業会計からの借入金を計上したものです。

その2行下、国庫補助金1,100万円余りは、令和8年度に実施します、鏡川工水での管

路更新に向けた詳細設計等に係る費用に対する国からの補助金を計上しています。

次に支出です。建設改良費は1億4,000万円余りを計上しています。このうち、有形固定資産8,600万円余りは、機械装置などの更新や改良に要する経費で、経年劣化による機器の更新費用などを計上しています。

建設仮勘定5,400万円余りは、鏡川工業用水道での管路更新に向けた詳細設計等に係る費用を計上しています。

企業債償還金2,000万円余りは、過年度の建設改良に充当しました企業債元金の償還に要する経費を計上しています。

以上、資本的支出の合計は下から2行目、1億6,900万円余りとなります。一番下の行に計上しています資本的収支の不足額1億500万円余りにつきましては、欄外に記載のとおり、減債積立金などの留保資金で補填することとしております。

工業用水道事業会計当初予算の説明は以上となります。

続きまして、6ページをお願いします。令和7年度工業用水道事業補正予算です。建設改良に必要な経費として、令和7年度に実施しています鏡川工業用水道での管路更新に向けた詳細設計に係る費用に対する国からの補助金850万円を計上しています。

電気工水課からの説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 再生可能エネルギー利活用事業費補助金の活用なんですけれども、昨年と比較をすると少し増額と見えるんですが、市町村からの申出は伸びているんでしょうか。

◎石原電気工水課長 この1月8日から2月10日にかけて、各市町村に再エネの利活用ということでアンケートを取っています。2か所の市町村から利用したいと、あと8か所ぐらいが活用を検討したいとお話は聞いております。

◎はた委員 そうすると、最大可能性としては、10市町村がやりたいとなるかもしれませんが、それに見合う予算なのかどうか、その点をお聞かせください。

◎石原電気工水課長 今のところ、1,500万円は予算を取ってしまして、補助の中身も2つありまして、事業採算性の検討として2分の1の補助の分と、地域のいろいろ皆さんが協力する学習会をやる定額の100万円の補助もありまして、トータルで1,500万円の予算は例年どおり取っている状況です。

◎はた委員 厳しい収支だとは思いますが、再エネの可能性を全県に広げるために、市町村の協力を得てやっていく大事な事業なので、ぜひとも、手が挙げれば、きちんと予算がつく、そういった予算執行をお願いしたいと思います。

◎岡田（芳）委員 香北物部で小水力の調査をしていたとお聞きしていましたが、予算はどこかに入っているんですか。調査状況等はどんなんですか。

◎石原電気工水課長 昨年の補正予算で、物部川水域で5か所を調査したいということで、

この2月に概算ですが、コンサルから報告いただきまして、次年度に向けて、まだ予算には計上はしていないんですが、5か所のうちの1か所について再度もう少し踏み込んだ検討をしていきたいと考えています。

◎はた委員 鏡川の工業用水路の管路の整備ですけれども、発電設備も更新をするということで、管路も同じく老朽化についてやっていかなければならないと思うんですが、今、老朽化対策は、工業用水路の事業の中で十分に進んでいるかどうか、全体像を教えてください。

◎石原電気工水課長 全体で耐用年数を過ぎた管路が、全部の管路で16キロメートルぐらいあるんですが、そのうちの87%は耐震化ができていないとする結果がありまして、順次整備はしていかななくてはいけないという計画は持っています。現在、これまで御報告した分は、全ユーザーに関係する根本的なところの配水池から最初の1.5キロメートル区間になるんですが、その区間について全ユーザーに影響があるので、そこは率先して整備して、順次その後、管路については、試掘等々の調査しながら次の段階へ進んでいきたいという計画は立てております。

◎はた委員 国の予算がないと、老朽化対策が進まないと思うんです。国の予算が十分、手当てされているか、現場としてはどんなにお感じか教えてください。

◎石原電気工水課長 国の予算でいいますと、国土交通省の上水や下水は、かなり補助もいろいろ手厚くしていただいていることはあるんですが、工業用水のほうは経済産業省の補助金になるんですが、年間大体、補正予算も合わせて40億円ぐらいの予算でして、全国で工業用水の事業体は全部146事業体あり、皆さんがほぼ同じ年に配管をしていますので、事業体で取り合いになって、補助を頂くのがなかなか厳しい面はあります。管路更新については、南海トラフのこともありますので、十分整備をしていかないといけないと計画は立てておりますが、差し当たっては優先整備区間を整備していきたいと考えています。

◎はた委員 ぜひ、県からも国に対して老朽化対策がしっかり進む、特に災害リスクのある地域に対しては配慮することを、県からも強く声を上げていただきたいと思います。

◎澤田公営企業局長 おっしゃる御指摘のとおりでして、我々からも国に対しては政策提言を重ねていっている状況ですので、来年度についても政策提言を積極的にしていきたいと思っています。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、電気工水課を終わります。

〈県立病院課〉

◎下村委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 当課からは、令和8年度当初予算案、令和7年度補正予算案、職員定数条例の改正案の3件につきまして、資料に沿って御説明します。

まず、令和 8 年度当初予算案です。資料は 1 ページ、1 業務の予定量を御覧ください。病院別に入院・外来それぞれの 1 日平均患者数や診療単価などをまとめています。

まず上の表、あき総合病院について御説明します。入院につきましては、下から 2 行目の病床稼働率を、令和 8 年度当初予算では、右から 2 列目の 80.8%を見込んでいます。あき総合病院では、近年、周辺医療機関などとの機能分化が進んだことなどから、平均在院日数が短くなってきておりまして、令和 7 年度の稼働率は前年度比で 3.7 ポイント低下する見込みであり、令和 8 年度はこの稼働率の維持を見込んだものです。また、上から 4 行目の入院診療単価は 4 万 1,550 円を見込んでおり、これは、近年の単価の伸びに加え、令和 8 年度の診療報酬改定も見込んだものです。外来につきましても、入院と同様の考え方で、1 日平均患者数は 467 人、診療単価は 1 万 1,352 円を見込んでいます。

次に下の表、幡多けんみん病院についてです。入院につきましては、下から 2 行目の病床稼働率を、令和 8 年度当初予算では、右から 2 列目の 69.6%と、令和 7 年度の稼働率の維持を見込んでいます。幡多けんみん病院もあき総合病院と同様に、平均在院日数が短くなってきており、令和 7 年度の稼働率は前年度比で 3.7 ポイント低下する見込みであり、令和 8 年度はこの稼働率の維持を見込んだものです。また、上から 4 行目の入院診療単価は 7 万 712 円を見込んでおり、あき総合病院と同じ考え方で見込んだものです。外来につきましても、入院と同様の考え方で、1 日平均患者数は 471 人、診療単価は 1 万 9,116 円と見込んでいます。

続きまして 2 ページです。先ほど御説明しました、あき総合病院の業務の予定量は、一般科に加えまして、診療単価が大きく異なる精神科も含まれています。一般科と精神科の内訳を整理していますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして 3 ページ、2 収益的収入及び支出です。右から 3 列目、病院事業合計の欄を御覧ください。

まず、収益です。

収益のうち医業収益は 123 億 8,200 万円余りで、その内訳としましては、入院収益は 81 億 4,300 万円余りで、表の右側の右端の列にありますとおり、前年度予算との比較で 10 億 4,000 万円余りの減を見込んでいます。令和 7 年度予算では、患者数の回復を見込んで収益を計上していましたが、実績ベースでは予算を下回る見込みです。こうした状況を踏まえ、令和 8 年度は令和 7 年度の実績ベースで患者数を見込むことで減となっています。

その下の外来収益は 34 億 4,700 万円余りで、前年度予算との比較では 7,300 万円余りの増を見込んでいます。

また、その他医業収益は、本年 9 月議会で改定をお認めいただきました室料差額収益などを含む 7 億 9,100 万円余りで、前年度予算から 1 億円余りの増を見込んでいます。

次に、医業外収益は 50 億 1,700 万円余りで、その内訳としまして、他会計負担金 21 億

3,700 万円余りは、僻地医療や小児周産期などの政策医療に係る一般会計からの負担金です。

その下の他会計補助金 19 億 8,600 万円余りは、賃上げや物価高騰等に対応するため、昨年の国の補正予算で措置されました重点支援交付金 7 億 1,900 万円余りを含んだ額となっています。

その下の、その他 8 億 9,200 万円余りは、長期前受金戻入のほか、厚生労働省からの国庫補助金、建物使用料や実習謝金などです。

以上、収益の合計は 173 億 9,900 万円余りとなっています。

続きまして、費用です。

まず、医業費用は 180 億 3,800 万円余りを見込んでおり、前年度予算との比較で 3 億 8,500 万円余りの増となっています。

医業費用のうち給与費は 99 億 1,400 万円余りで、前年度予算と比較しまして、4 億 3,700 万円余りの増となっています。これは、給料や手当が 3 億 6,700 万円余り増になるとともに、法定福利費等が増加することによるものです。

次に、材料費 29 億 4,300 万円余りは、薬品費や診療材料費が主なものです。前年度予算と比較し 1 億 4,700 万円余りの減となり、これは入院収益の減に伴い、薬品等の使用量も減少することが主な要因です。

次の経費、39 億 9,700 万円余りにつきましては、委託費、報償費、光熱水費、修繕費などが主なものです。

経費につきまして、前年度予算との比較では 1 億 5,200 万円余りの増となり、これは応援医師の確保に要する報償費が 8,300 万円余り増、年次計画などで実施する修繕費が 5,500 万円余り増となることなどによるものです。

次に、減価償却費は 10 億 7,200 万円余り、資産減耗費は 2,300 万円余りです。資産減耗費は、医療機器などの廃棄に伴いまして、帳簿上の残存価格を費用化するものです。

続きまして、医業外費用です。医業外費用は、2 億 1,500 万円余りを計上しており、企業債の償還利息などが主なものです。

また、長期前払消費税償却 6,800 万円余りは、機械備品等の取得に係る消費税を 20 年間で費用化しているものです。

次に、特別損失です。1 億 4,000 万円余りを計上しており、前年度予算と比較しますと、4,700 万円余りの増となっています。これは、幡多けんみん病院の集中治療室の運用に関し、一部に不適切な点があったことが判明したため、所管官庁であります厚生支局と協議の上、当該部分に係る診療報酬 5,400 万円余りを自主的に返還することによるものです。詳しくは後ほど報告事項で御説明します。

以上、これらの費用計は 183 億 9,500 万円余りとなりまして、前年度予算との比較で 4

億 3,300 万円余りの増となっています。

次に、その下の当年度損益を御覧ください。これまで御説明しました収益と費用の差額となります当年度損益は、9 億 9,500 万円余りの損失を見込んでいます。

次にその下の経常収支は、8 億 5,400 万円余りの赤字を見積もっていますが、経費削減などの経営努力に努め、圧縮に努めてまいります。

最後に、一番下の収益資金過不足額を御覧ください。これは収益や費用のうち、減価償却、資産減耗費など現金の移動を伴わないものを除きました現金ベースの収支で、3 億 2,900 万円余りの赤字を見込んでいます。

次に資料は 4 ページ、3 資本的収入及び支出です。左から 3 列目の令和 8 年度当初予算額の欄を御覧ください。

まず、資本的収入です。1 企業債は、16 億 7,800 万円余りを計上しており、両病院の医療機器の整備費などに充当するものです。

次に、3 負担金、10 億 6,000 万円余りにつきましては、企業債の元金償還金の 2 分の 1 相当額などに、地方公営企業法に基づく一般会計からの負担金を計上しているものです。

以上、資本的収入は合計で、27 億 4,600 万円余りを見込んでいます。

次に、資本的支出です。まず、1 建設改良費は 16 億 9,700 万円余りを計上しており、医療機器や病院設備などを整備するための費用です。内訳につきましては、後ほど次のページで御説明します。

次に、2 企業債等償還金 15 億 8,900 万円余りにつきましては、企業債の元金償還に要する費用です。

以上、資本的支出の合計は 32 億 8,700 万円余りとなっています。なお、欄外に記載しています収入等の差額 5 億 4,000 万円余りは内部留保金で補填することとしています。

続きまして、資料は 5 ページです。こちらは、先ほど申しました建設改良費の内訳をまとめています。

まず、あき総合病院について御説明します。下から 4 つ目、脳外科や循環器内科のカテーテル治療で使用いたします血管撮影装置の更新や、その下の 12 月議会で債務負担行為の議決を頂きました会計自動精算システムの整備などに要する費用としまして、合計 6 億 5,800 万円余りを計上しています。

次に、幡多けんみん病院について御説明します。建設改良事業としまして、空調等の配管が老朽化していますため、令和 9 年度、令和 10 年度に更新工事を行いたいと考えており、令和 8 年度はその設計業務などを実施したいと考えています。

また、器械備品等の整備事業としまして、1 つ目、救急をはじめ様々な患者様の診断に使用する全身用 X 線 CT 診断装置の更新や、下から 2 つ目、9 月議会で債務負担の議決を頂きました、がん治療に使用する放射線治療装置の更新などに要する費用、合計 10 億 3,400

万円余りを計上しています。

続きまして 6 ページ、4 債務負担行為です。合わせて 10 件あります。

まず、一番上のあき総合病院医療情報システム更新業務委託料です。令和 2 年度に導入いたしました、あき総合病院の電子カルテは、使用しているハードウェアや OS のサポート期間が満了するため、令和 9 年度の更新を考えているところです。更新に当たりましては、システム構築などに一定の期間を要しますことから、令和 8 年度から契約手続を開始しようとするものです。

次に、上から 2 つ目等に財務会計システム賃借料とありますのは、本庁及び両病院のシステムが令和 8 年度中に 5 年間の賃借契約が満了するため、更新を行おうとするものです。

また、上から 3 つ目、6 つ目に電気料金とありますのは、両病院の令和 9 年度の電力調達分となりますが、特定調達契約の対象となり、入札に一定の期間を要するため、令和 8 年度中に契約事務を行えるよう債務負担行為をお願いするものです。

その他の委託業務につきましては、現在委託しています業務契約の期間が令和 8 年度末で終了することに伴うものです。これらの業務につきましては、業務開始に当たり、職員の雇用や社内研修などの準備期間も必要となりますことから、令和 8 年度中に契約の相手方を選定し、令和 9 年度を初年度として契約を締結しようとするものです。

以上が、令和 8 年度当初予算案の説明です。

続きまして 7 ページ、令和 7 年度 2 月補正予算案の説明をいたします。収益的収入について、中央の列、補正予算額の欄の一番上の行、合計で 8 億 6,900 万円余りの増額補正をお願いするものです。

まず、1 本庁事業収益につきましては、一般会計からの繰入金を、本年度の本庁経費の見込みに合わせて精算を行うため、減額補正をお願いしています。

次に、2 あき総合病院事業収益と 3 幡多けんみん病院事業収益は、その他医業収益と他会計負担金については、一般会計からの繰入れの対象となります救急医療や高度医療などの不採算部門に関し、本年度の給与改定による人件費の上昇見合い分の増額補正をお願いするものです。

また、令和 8 年度と同様に、令和 7 年度におきましても、賃上げや物価高騰に対応する国の交付金等を受け入れる予定としておりまして、一般会計を通じて受け入れる重点支援地方交付金については、他会計補助金に両病院で合計 5 億 5,600 万円余りを、国から直接受け入れる医療介護等支援パッケージによる補助金については、国庫補助金に合計 1 億 5,000 万円余りをそれぞれ計上し、増額補正をお願いしております。

以上が、令和 7 年度補正予算案に関する説明です。

続きまして、8 ページ、条例議案、高知県職員定数条例の一部改正について御説明します。

まず、1 概要を御覧ください。県立病院では、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間で期間とする第 8 期計画を策定し、経営健全化に取り組んでいます。しかしながら、近年の物価高騰や賃金水準の上昇などを背景に、県立病院の経営状況は大幅に悪化しました。第 8 期計画の改定については、後ほど報告事項で詳しく御説明しますが、こうした厳しい経営状況や物価高騰、賃金水準の上昇の見通しを踏まえ、計画折り返しに当たる令和 8 年度に向け、第 8 期計画を改定し、取組をバージョンアップすることで、国の特別支援を除いた実質的な経常収支の赤字をこれ以上拡大させず、段階的に改善することとしたいと考えています。その上で、こうした各種取組を実施するに当たりましては、病院経営の要となる医師の労働環境を整備するための他職種へのタスクシフトとともに、医療の質や患者サービスの向上を図る医療機能の充実が必要であると考えています。このためには、医療スタッフの体制を強化する必要があると考えており、公営企業局の職員定数の上限を定めています高知県職員定数条例の一部改正を行おうとするものです。

次に、2 改正内容を御覧ください。具体的には、現行 860 名と定める定数の上限を 60 名増員し、920 名に改正をお願いするものです。

次に、3 改正の内訳を御覧ください。先ほど御説明しましたとおり、医師のタスクシフトのために 27 名を、医療機能の充実のために医師を含む 33 名、合計で最大 60 名の体制強化が可能となるよう改正をお願いしたいと考えています。なお、参考としまして、令和 7 年 4 月 1 日時点の実人員を表の一番下の行に整理しています。

次に、4 増員の考え方を御覧ください。まず、医師のタスクシフトについてです。これは、医師の労働環境整備を進めることで、医師の安定確保につなげることを目的とするものです。医師の働き方改革では、令和 6 年度から医師に対して時間外労働の上限規制などが適用されることとなりました。これは、これまでチーム医療等を推進し、医師業務の一部を他の職種が担うタスクシフトを進めてきた結果、本年度の医師の時間外勤務の見込みは、上限規制が適用される前の令和 5 年度との比較で約 12%減となるなど、一定の成果も現れているところです。一方で、依然として診療科によりましては、1 人当たり年間 720 時間を超える実態となっています。このため、医療スタッフの体制強化により、引き続きタスクシフトに取り組み、医師の働く環境を整えていく必要があると考えています。こうした取組を通じて、県立病院を長く安心して働くことができる職場とし、医師の安定確保につなげてまいりたいと考えています。

次に、医療機能の充実についてです。これは、医療スタッフの増員により、医療の質や患者サービスの向上と収益確保を目的とするものです。今後の高齢化や患者数の動向などを考慮しますと、高齢者など複数疾患を持つ患者への対応充実や、緊急の対応が必要となる心疾患や脳疾患などに対応できる救急医療体制の充実に加え、患者の早期回復に向けたリハビリ体制を充実させる必要があると考えているところです。

次に、5 患者数と収支の見込みを御覧ください。今後、安芸圏域、幡多圏域とも高齢化が進展する中で、人口は右肩下がりで減少することが見込まれています。一方で、医療サービスを受ける人の割合である受療率は、高齢者ほど高くなる状況があります。そうした状況を考慮しますと、表 1 は医業収益の主となります入院患者数の推計ですが、令和 12 年までの当面 5 年間は、安芸、幡多両保健医療圏ともに、年間の延べ入院患者数はおおむね横ばいの状況と見込んでいます。

また、表 2 は入院患者の動向です。これは令和 4 年度の実績になりますが、それぞれの保健医療圏から中央に矢印が伸びていますとおり、安芸保健医療圏、幡多保健医療圏ともに一定数の患者がお住まいのある医療圏を越えて入院している状況が見てとれます。高齢化や人口減少が進む中、当面、入院患者数は横ばいが見込まれます。こうした見込みを踏まえ、可能な限りお住まいに近い県立病院で患者様を受け入れ、医療ニーズに応えられる体制を整える必要があると考えているところです。

次に、表 3 県立病院の年間の延べ入院患者数の見込みです。医師をはじめとする医療スタッフの体制強化により、両病院とも入院患者数を確保していくことを見込んでいます。

次に、表 4 収支見込みを御覧ください。医療機能を充実させる体制強化などは、患者の確保や診療単価アップにつながり、収益の増に資するものと考えています。

最後に、6 今後の対応方針を御覧ください。条例上はあくまで定数の上限を定めているものです。このため、条例上の職員定数を改定しました後も、実際の各年度の職員配置につきましては、その都度、患者数の動向や診療報酬の改定状況などを見極めながら、適正な職員数を精査し配置してまいりたいと考えています。

私からの説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 職員定数条例の改正で、職員を増やすことによって働きやすい現場と、さらに利用が増える、稼働率が上がる、病院の収益にもつながる病院体制とのことなんですけれども、稼働率という点で、どういう工夫を具体的にされていくのか、定数を増やすことも一つだとは思いますが、既に圏域外へ治療、入院に行っている方々に、どうやって圏域の中で医療を利用していただくか、また収益の安定にどうつなげていくのかという意味で、工夫が要るんじゃないかと思うんですが、何か対策があれば教えていただきたいです。

◎松井県立病院課長 今、収支で見込んでいますのは、ドクターの増によって新たな患者数が確保できるんじゃないかと見込んでいます。現状で、ポンチ絵の中でもお示ししました、一定圏域以外の部分のところで入院されている患者がいる中で、今後、複数疾患を持った高齢者であるとか、脳疾患であるとか、心臓疾患であるとかの救急体制を、今以上に充実させる必要があるんだろうと考えています。どうアピールするかなどはまだなんです

けれども、今、ドクターの数の問題で対応し切れてない部分も、少なからずあると考えていますので、しっかりと対応できるドクターを確保して、新たな患者のお住まいに近い県立病院で、なるべく入院なりをしていただけるような体制で、収益にもつなげていきたいと考えています。

◎はた委員 非常に大事な取組なので、ぜひ頑張ってくださいと思うんですが、ドクターの確保が要ではないかと。ただ、この間、幡多けんみん病院でドクターの長時間労働の問題もありましたし、大学側からすると、大丈夫なのかというような払拭されない不安も強いんじゃないかと。そういう中で、地域医療を守っていくために、ドクターを確保することに本当に努力が必要だと思うんですが、どういう取組をして、この計画を成功させるために見通しを立てていくのか、方策があれば教えていただきたいです。

◎松井県立病院課長 まず、医師の労働環境などの整備をしまして、受入れの体制をきちっとしていく必要があろうかと思います。これは麻酔科の問題からもうそういうこともあるんですけれども、きちっとそういったところを整備しまして、ドクターのまず労働環境なんかを整備して長く安心して働いていただける体制を組んでまいりたいと思っています。ドクターの増につきましては、高知大と連携をしながら派遣をお願いすることになってくると思いますけれども、やはり今後、県立病院としても、内科や消化器内科、脳外科の先生は、今後欲しいというところがありますので、そういった声も上げながら、病院は病院で受入体制をきちっと整備しながら、ドクターの確保に努めてまいりたいと考えています。

◎樋口委員 これももう 10 年 20 年以上昔からの同じ繰り返しですが、そんなに簡単にドクターを確保してまいりますと言うて、具体的にはどのように確保できるか言うてください。簡単なものじゃないですよ。

◎松井県立病院課長 樋口委員がおっしゃったように、簡単なものではないと考えています。人数自体は、直近、この 10 年間で大体年間、両病院で 2 名から 3 名増えています。その傾向と、両病院の院長の御意向を踏まえて、今 12 名増をこの数年間でと考えていますが、おっしゃったとおり難しいところはありますが、きちっと大学とも連携しながらお願いしながら確保に努めてまいりたいです。

◎樋口委員 ドクター、それもある水準のドクターじゃなきゃ駄目ですよ。お願いしてドクターが来るんだったら、これくらい簡単なことはありません。もう全て解決しています。それから、そんなことに何年も前から同じことを言っておきながら、この後で報告があるけれど、幡多けんみん病院の、このドクターの勤務状態、こんな勤務状態を県が放置されちゃって、それでどうして、働いてくれませんか、ええ病院ですと言えますか。自らが自分らの吸引力を落としてやっているでしょ。どこに魅力があるんです。自分の子供が医者だったら、腕立ちやったらこんなところへ行かすと思いませんよ。腕が立たざったら行かすと思うけれどよ。何ぼでも引く手あまただから。そんな中で、過去の経験上、言うたら

県の課長が動いて来ることはまずありません。そこら辺りは、ドクターの確保は以前は知事ぐるみでやっていましたよ。そんな簡単にドクターを確保してと言うけれど、具体的に何年までに何人確保するかここで約束してください。できんでしょう。できるわけやないがやき。ある水準の医者確保はそんな簡単なもんじゃないですよ。第一こんな幡多けんみん病院でこんな失態を何年間も続けちゃって、うちの病院へも来てください、誰が送りますか。私が大学教授だったら嫌ですよ。そんなところへかわいい教え子を送るわけできないでしょう。自らが何もしないでおって、きれいごとを言う前に、それだったら委員会にそこまで確保する言うんだったら、何年までに脳神経外科は何人確保しますと約束せないかんですよ。確保すると、この委員会で言ってるんだから。うそじゃないでしょう。責任持って言わないかんですよ。局長も一生懸命しゅうき局長には言いにくいけれど、局長も物すごく厳しさを分かちゅうわけよ。それはそれとして、例えばあき総合病院だったら院長はじめ一生懸命ドクター頑張っています。だから院長の吸引力があるから若い医者も来るわけなんですけれど、それは院長が頑張っちゃうが。そしたら県の職員は頑張っていますか。ドクターじゃなくて、経営側よね。一体、何を頑張っているんですか。この前、改善するようになったけれど、その受付の人員不足もバックヤードから呼んできたらある程度解決しますわね。それを何年もせずに、何ちゃやる気がないってことやない。簡単ながよ。バックヤードの余りの人間を忙しいときだけ呼んできたらいいいんだから。それを何にもしない。患者に待たせる、県民には待たせる。それに対して何にも思うてない。一体、経営の管理側は何をしようがですか。

それから2つ目、障害者のためのピンがいっぱいありますよね、安全ピンが。感触を探る。それで、事故が起きているから危ないから早く直せと言っても直さない。結局けが人が出て初めて直したわけでしょう。やる気が全くないじゃないですか。幾ら危険だからと言っても全然相手にしない。けが人が出て私が怒鳴りまくって初めて直す。県の管理側にやる気がないってことでしょう。医者じゃないですよ。

それから3つ目、あき総合病院の自転車置場です。転んで大けがした人がいますよ。それは、病院の安全管理ができていないということ。それも私が直接行って、現場に来てもらってここだと。具体的な例を言って、2か月半か。何にも変わらない。その対策は、私そのとき責任者に言ったけれど。ダイソーの100円のロープ1本で済むんですよ。ここでこれくらい言っているからね。もし次けが人が出たら損害賠償は100%県の負けになりますからね。委員会ではっきり議事録も今日残っていますから。そんなことより患者がお金も要らず100円のダイソーのロープで済む話を、2か月以上も何にもしない。現場まで見ている。私はそのおばさんが皿の骨折って重傷だと、そこまで言っているんですよ、どの誰かまで。局長に聞きますが、どうしてそんなに、民間の病院だったら、もうこれはひょっと次、事故も起きたら損害賠償がどんと来るから恐ろしいのでぱっと、せめて100円

のロープを張ります。どうして2か月半もたっても、一切何ちゃ動きがないんです。現場を見て説明もしてですよ。

◎澤田公営企業局長 まず、病院の管理体制の部分については、樋口委員のおっしゃったとおりでして、今回の幡多けんみん病院の話もあり、その件については過去からずっと積み重ねがあったのが一番の原因だと思います。今回はたまたま麻酔科医のドクターの派遣の件で、そういった問題点が顕在化をしたんですけれども、それを受けて我々も真摯に受け止めて、先ほど御説明しました改善計画を策定し、そして毎月1回、勤務改善支援センターという働き方改革を推進するセクションがあるんですけれども、そこに入って県立病院課も一緒に幡多けんみん病院に入って、改善をしていくべき取組を始めています。その内容についても、大学にもフィードバックをしておりますので、先ほど言われたように魅力が失われているのも事実のところもありまして、そこを回復していくには時間もかかる面はあると思うんですけれども、そこは真摯に対応して、また、各病院の院長とも連携をして、大学からも派遣について、冒頭、私、説明しましたけれども、医師派遣は非常に厳しい状況があることは我々も重々承知しておりますけれども、そこは精いっぱい努力をしてドクターを確保していきたいとは考えているところです。

それから2点目の点、まずピンのところにつきまして、私自身、病院の現場に行って、時間かかりましたけれども、そこについては一定改善ができているんじゃないかと思いますが、先ほどのロープの件についても、少し民間と比べるとかなりスピード感が遅い。しかも患者さんに御迷惑をおかけするところがありますので、そこは我々も再三再四話をして、適切に迅速に対応してもらえるように、しっかり話をしていきたいと思います。

◎樋口委員 何言うてますか。ピンのことは、言うても全然せずに、けが人が出て初めてやったじゃないですか。何をピンについて直すと思ったんですか。けが人が出たからこそ直したわけでしょう。けが人が出ざったら直さないがでしょう。現実には半年近くたって。ちょうど私の目の前でけが人が出たから私は言えたんですよ。私がいなかったら現状のままやっていますよ。

それからロープの件も、あきれて物が言えんけど、そらええわ。あき総合病院の自転車置場で、ひっくり返って皿を折って重傷。そのままあき総合病院へ行ったから、お宅らの売上げは伸びましたよ。それほどの程度。県民が大けがしてかわいそうなど思わないですか。数か月動けなかったんですよ。現場で私が経営側に見てもらっても、これは危ないねと言ったんですよ。それでまだ直さない。それは、民間と公営企業局の違いじゃないですよ。人間性の違い。人間性があつたら、これは危険だなあと。危ないから何とか応急処置もせないかんと思うのが人間じゃないですか。応急処置もしない。私の言うは応急処置ですよ。ダイソーの100円の道具です。応急処置もしなくて、それで何が患者のことを思っているんですか。

◎澤田公営企業局長 ピンの件については先ほど委員がおっしゃったとおり、委員の指摘を受けて、私も現場を見に行って、現場に指示をして直したのは事実ですので、そこについてはそのとおりです。

◎樋口委員 指摘を受けてじゃないで。指摘してどればあ日がたった。指摘を受けて何か月もたっているんですよ。そいで直していないからけが人が出たんですよ。要するにやる気がないということじゃないですか。

◎澤田公営企業局長 私がピンの現場を見に行ったのは指摘を受けてからだと思っていますので、その点はあるんですけども、確かにスピード感が足りず患者の皆様には本当に負担をかけたのは、もう反省をするしかありませんので、今後については、そこについては適切にスピード感を持って対応したいと思います。

◎樋口委員 そこで反省したんだったら、どうしてロープの件を反省しないんですか。一緒のことじゃないですか。ロープと同じところでけが人が出たら、初めて直すわけでしょ。反省をピンでしたら、ロープもしなきゃいけないじゃない。反省の言葉を訂正してくれませんか。反省していないじゃないですか。反省とは、過去の現象を振り返って、新たに始めることですよ。全然していない。訂正。

◎澤田公営企業局長 御指摘の点も踏まえて、もう一度私も現場の確認をして、対応がどうしてできないか確認したいと思います。

◎樋口委員 無理を言いゆうがじゃない。取りあえず安全対策は100円のロープで済むから。とにかくそれやって、金ができたら直してと言うんですよ。100円ですよ。

◎下村委員長 私からも、今の職員定数条例の関係です。樋口委員から指摘があったとおりで、これまでも医師不足がずっと続いていく中で、今回はこうやって医師も増やしながらか対応していく方向性は出したわけですけど、やはりそこには本当に努力も必要ですし、具体的にこれに向かっていく方向の施策、本当に頑張ってくださいと思いますけれど、この形が目標であるならば、きちんと達成できるように頑張ってくださいたいと申しおきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、公営企業局から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈県立病院課〉

◎下村委員長 まず、「高知県立病院第8期経営健全化計画の見直しについて」、県立病院課の説明を求めます。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） 私からは、県立病院の第8期経営健全化計画の改正案について、お手元の資料で概要を御説明します。条例議案の課長説明と内容が重なる部分がありますので御了承ください。

この改定案につきましては、先日開催しました県立病院経営健全化推進委員会でお諮りをしたところです。この委員会は、滋慶医療科学大学大学院の宇田教授に座長を務めていただき、外部有識者で構成をしています。本日は、私からこの常任委員会で改定案の内容を御報告し、本日頂戴した御意見については座長とともに共有の上、必要な反映を行い成案として取りまとめ、公表をしたいと考えています。

まず、資料上段の改定を要する背景を御覧ください。県立病院は経営健全化計画に基づき取組を進めており、現行の第8期経営健全化計画は令和6年3月に策定しまして、計画期間は令和6年からの4年間で、ちょうど令和8年は中間の折り返し地点に当たります。現行の計画では、地域の中核病院として地域の医療機関等と機能分化・連携強化を図りながら、質の高い医療を持続的に提供し、健全かつ安定的な経営を行うことを目標に掲げ、6つの重点項目を設定し取組を進めることで、経営目標である令和8年度までに、病院事業全体で経常収支の黒字が達成できる経営を目指してまいりました。しかしながら、計画策定後、病院経営を取り巻く外部環境が変化し、グラフにありますように、物価や賃金水準が上昇する一方、収益に影響する診療報酬の改定はマイナス改定が5期連続で行われるなど、十分な対応がなされておらず、費用増と収益の伸びとのギャップが埋まらないまま経営に大きな影響が生じることになりました。具体的には、経営状況の悪化に記載したように、県立病院は経営努力により収益は増加傾向を維持しているものの、それを上回るペースで費用が拡大し、経営状況が急激に悪化。計画初年度である令和6年度から収支の計画値と実績値が大きく乖離する状況となりました。令和7年度決算見込みの状況や厳しい経営環境を踏まえすと、令和8年度当初予算の経常収支は赤字計上を余儀なくされ、当初の経営目標である令和8年度までに、病院事業全体で経常収支の黒字を達成することは残念ながら実態として困難な状況にあります。

このことを資料左側、県立2病院の収支状況のグラフで御確認ください。グラフが重なり見づらいこととお詫びします。棒グラフは総収益と総費用、折れ線グラフは経常収支を表しております。緑の破線が当初の計画、グレーの実線が決算・予算等です。令和6年度の経常収支を御覧いただきますと、経常収支は当初計画と決算に大きな乖離が生じております。令和7年度決算見込みと令和8年度予算の経常収支は、グレーの実線のグラフの中ほど上部に、黒字に白抜きで記載していますとおり、それぞれマイナス8億8,100万円、マイナス8億5,000万円となり、青の棒グラフの収益のうち、横しまの部分は、国の物価高騰対策等の特別支援を表してございまして、各年度7億円余りを織り込んでもなお当初予算を上回る赤字が避けられない状況です。こうしたことから、当初目標の達成は困難であ

り、経営目標の見直しを行い、一方で取組は実効性を高める形でバージョンアップをしなければならないと考えます。

資料右上の経営目標の見直しを御覧ください。新たな経営目標としまして、まずⅠ第8期計画期間中は、病院事業全体で令和7年度の実質的な経常収支を段階的に改善することとし、実質的な経常収支としましたのは、収支改善に寄与する国の特別支援を今議会に予算計上していますので、収入からこの特別支援、横しまの部分を除いた経常収支、言わば病院事業の実力をはかるという趣旨です。

厳しい経営環境の中で、この目標を実現するためには、下に記載した取組のバージョンアップが不可欠です。具体的には、第8期計画で設定した6つの重点項目の取組を、①医療の質や患者サービスの向上による患者の確保、②医療の質の向上等による診療単価の増、③医療ニーズに応じた人員体制の適正化、④効率的な調達等を通じた費用抑制の4つの視点でバージョンアップをし、主な取組としましては、例えば重点項目の1つ、(2)地域医療を支えるためのネットワークづくりのうち、イ医療・介護・福祉分野等との連携の推進・強化では、視点①医療の質や患者サービスの向上による患者の確保の切り口で、1つ目の黒丸、地域連携センターによる入退院支援のさらなる充実【あき】を図ってまいります。一例としましては、あき総合病院では、施設入所者の方々が必要に応じて円滑に入退院できるよう、近隣の介護福祉施設との連携をこれまで以上に強化します。

また、(4)医療人材の安定確保のうち、イ働き方改革の推進では、視点③医療ニーズに応じた人員体制の適正化の切り口から、黒丸、業務効率化などを通じた労働時間短縮による医師の安定確保を図ってまいります。具体的には、医師の働き方改革を推進するため、タスクシフトにより医師の業務の一部を助産師や薬剤師等の専門職に移行させます。このことにより医師の安定確保に加え、その実施に必要な新たな人材を確保できるよう、条例議案で課長が説明したように、専門職がより高度な専門性を発揮できる医療体制の安全・安定にもつながり、医療の質の向上と収益の確保を図ることができると考えます。

ここでもう一度、資料左側の県立2病院の収支状況のグラフを御覧ください。令和9年度の経常収支です。赤の破線の折れ線グラフは、現在の取組をそのまま継続した場合の経常収支をシミュレーションしたものです。結果として経常収支が一段と悪化することとなりますが、取組のバージョンアップによって経常収支を押し上げ、先ほど申し上げた実質的な経常収支と比較して改善を図ろうとするものです。また、今回新たにⅡ経常目標を加え、中長期的な視点に立って経常収支の均衡を目指すこととしました。令和8年度から新たな地域医療構想の策定作業が始まり、令和10年度末には方向性が示される予定です。このことを見据えて、局内で県立病院の機能や役割を継続的に検討すると同時に、新たな地域医療構想の策定に向けて、今後議論が始まる調整会議等において検討内容を共有し、構想との整合を図りつつ、機能や役割の最適化を進める必要があると考えたものです。

冒頭で申し上げました経営健全化推進委員会におきましても、厳しい経営状況にある中で経営目標を見直し、当面の間は経営を取り巻く環境の劇的な変化は望めず、そうした中、新たな地域医療構想を踏まえて、県立病院の在り方を見詰め直し、中長期的な視点で収支均衡を図るという目標設定は妥当であるとの評価も頂いたところです。こうした取組を通じまして、計画の目標である地域の中核病院として地域医療機関と機能分化・連携強化を図りながら、質の高い医療を持続的に提供し、健全かつ安定的な運営の実現を目指してまいります。

私からの説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、「県立幡多けんみん病院における医師の勤務状況等について」、県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 引き続き、報告事項について御説明します。

お手元の資料は、3 ページ。幡多けんみん病院における医師の勤務状況等についてです。本件につきましては、昨年4月の危機管理文化厚生委員会におきまして、当時の状況を御報告しました。4月から時間も経過しておりますし、新たに岡崎委員も就任されましたので、簡単に経過を振り返り、その後の対応状況について御説明します。

まず、1 経緯等を御覧ください。(1) の令和6年11月、高知大学から幡多けんみん病院に対し提出された派遣麻酔科医の処遇に関する改善要望に対して、病院の対応が十分でないとのことから、令和7年度からの派遣麻酔科医の減員方針が示されました。

その後、(2) です。令和7年2月、担当教授から調査依頼書が提出され、これを受けて公営企業局が設置した第三者委員会が調査を行い、3月に報告書が取りまとめられました。第三者委員会からは、枠内にありますとおり、病院の管理体制などに対して厳しい評価を頂いたところです。そして、本年度4月からになりますが、幡多けんみん病院の派遣麻酔科医が減員となりました。病院からは外部医師の活用などにより、現時点では手術等の治療に大きな影響は生じていないと報告を受けています。一方で、麻酔科医の体制は厳しい状況が続いておるところです。

次の(3)以降はその後の対応です。第三者委員会からの調査結果を受け、6月に公営企業局と幡多けんみん病院におきまして、医師の勤務状況等に係る改善計画(案)を作成し、改善に向けた取組を開始しました。取組の概要につきましては後ほど御説明しますが、7月以降、県の健康政策部などの協力を得ながら、改善に向けた取組内容を高知大学に直接御説明する協議の場を確保できるよう調整してまいりました。その結果、12月以降、高知大学と数回にわたり協議を重ね、本年2月、改善計画(案)の内容について高知大学が

ら合意を得ることができ、令和８年４月から麻酔科医の派遣が再開される予定となりました。

続きまして、４ページ、２改善計画（案）の実行の項目を御覧ください。具体的な改善内容を御説明します。

まず、（１）です。幡多けんみん病院では医師に加え、事務職員、看護師、コメディカルからなる院内多職種が参加する働き方改革推進チームを設置しまして、月１回、医師の働き方改革を所掌します医療勤務環境改善支援センターの支援を受けながら、取組の進捗管理を行っております。

主な取組については、次の（２）を御覧ください。アに記載のとおり、院内の管理職員などが医師の時間外労働規制を正しく理解するため、厚生労働省の研修を受講するとともに、９月からはそれまでの紙申告ではなく、勤務実績管理システムを導入し、医師の時間外労働の実態確認を徹底することといたしました。

次に、イの宿日直許可の運用に関する是正につきましては、昨年３月、許可官庁であります労働基準監督署から、一部医師の勤務状況が、基本的には病院内で休息状況であることが必要となる宿日直許可の条件を満たしておらず、是正が必要との行政指導を受けました。このことを踏まえ、１１月からは、病院内での宿日直体制を自宅等での呼出し待機に変更しました。また、その下の白丸、時間外手当の追給につきましては、宿日直の実態を確認する中で、麻酔科医の方々の時間外勤務に申告漏れがあったことが判明し、先の１２月議会にて補正予算の議決を頂き、追給したところです。

また、ウでは院内の多職種間のコミュニケーションを円滑にし、風通しのよい職場づくりを進めるため、研修会やカンファレンスを実施するとともに、各職員が職責に応じた役割を果たしているのか評価し、適切にフィードバックにつなげられるよう、人事考課の考課者の見直しなども実施しました。

また、エにつきましては、令和８年度当初予算議案の際に御説明しました、集中治療室に関する診療報酬の自主返還の関係です。集中治療室に係る診療報酬の施設基準では、夜間を含め、看護師とともに、基本的に専任医師が集中治療室内に常駐することが求められます。幡多けんみん病院では、夜間に救急の対応が必要となった場合などには、救急対応する医師の体制上、集中治療室の専任医師が応援に入ることもありました。こうした対応について、昨年３月、基準を所管します厚生支局と協議・確認したところ、適切ではなかったことが判明しました。このため、昨年４月、本年度からは集中治療室内ではなく、病院内に医師が常駐することが要件となるＨＣＵに届出を変更しました。また、昨年３月以前の適切でなかった運用に相当する診療報酬については、自主的に返還すべきであると考え、本年１月、厚生支局とも協議を行い、約５,４００万円を返還するため、令和８年度当初予算案に計上をしております。こうした一連の取組について、高知大学からも御理解をい

ただくことができたところです。

次に、(3)を御覧ください。責任者への措置です。今回の事案につきましては、高知大学との信頼関係の回復が遅れ、問題が長期化することとなりました。この結果、幡多けんみん病院の麻酔科医体制の見直しが必要となり、幡多地域をはじめとする県民の皆様に御心配をおかけすることとなりました。こうした事態を重く受け止め、冒頭に局長が申しましたとおり、病院現場の関係職員や管理職員等に対し、責任の重さに応じた措置を行ったところです。

最後に、3今後の予定です。高知大学から了解いただきました改善計画(案)につきましては、内容を整え成案とし、近日中にホームページに掲載し、公開したいと考えています。また、引き続き医師の勤務状況の改善に取り組み、高知大学とも緊密に連携しながら医療提供体制の確保に努めてまいります。

私からの説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

そしたら私からこの件も、ここまでに至るまで本当に長い時間をかけて、特に幡多地域の皆さんにとっては麻酔科医の先生がいないということで、大変不安なときもあったと思いますし、御不便もおかけしたと思います。局長から、今回は知事からの注意を受けてともありましたけれど、こういった現場の問題をやはり早いうちにきちんと聞いてあげて、そしてそれに対応できるような体制を今後十分に気をつけて、こういったことがもう二度と起こらないように皆さん気をつけていただきたいと思いますところでは。

質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎下村委員長 これより採決を行います。

今回は議案数20件で、予算議案12件、条例その他議案8件であります。

採決を行います。

第1号「令和8年度高知県一般会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手多数であります。よって、第1号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「令和8年度高知県国民健康保険事業特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 9 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 10 号「令和 8 年度高知県災害救助基金特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 10 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 11 号「令和 8 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 11 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 21 号「令和 8 年度高知県電気事業会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 21 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 22 号「令和 8 年度高知県工業用水道事業会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 22 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 23 号「令和 8 年度高知県病院事業会計予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 23 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 24 号「令和 7 年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 24 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 31 号「令和 7 年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 31 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 32 号「令和 7 年度高知県災害救助基金特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 32 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 40 号「令和 7 年度高知県工業用水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 40 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 41 号「令和 7 年度高知県病院事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 41 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 44 号「高知県立東部地域多機能支援施設の設置及び管理に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 44 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 46 号「高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 46 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 54 号「高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手多数であります。よって、第 54 号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 55 号「高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案」

を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 挙手多数であります。よって、第 55 号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 56 号「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 56 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 57 号「高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 57 号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 62 号「高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 62 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 66 号「高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第 66 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎下村委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案 1 件が提出されております。「障害のある子どもに係る公的給付の所得制限撤廃を求める意見書（案）」が日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ こういった方向性は国のほうでもと分かるんですけども、今回早急かなということで、我々は乗れません。

◎ ということで、もう意見は一致しないということですね。

◎下村委員長 正場に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻したいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、17日、18日は休会とし、19日木曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いします。

これで本日の委員会は閉会します。

(14 時 44 分閉会)